

## 第2回広見町・日吉村合併協議会

# 参 考 資 料

日 時：平成16年2月5日（木）午後2時～

場 所：日吉村住民センター 3階ホール

## 参考資料一覧

### (新規協議)

1	協議第 3 号	新町の名称	P 1
2	協議第 4 号	新町の事務所の位置について	P 2
3	協議第 5 号	財産の取扱いについて	P 5
4	協議第 6 号	町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて	P 8
5	協議第 7 号	地方税の取扱いについて	P13
6	協議第 8 号	地域審議会の取扱いについて	P18
7	協議第 10 号	特別職の職員の身分の取扱いについて	P20
8	協議第 11 号	条例、規則等の取扱いについて	P27
9	協議第 12 号	組織及び機構について	P29
10	協議第 13 号	一部事務組合等の取扱いについて	P32
11	協議第 14 号	補助金、交付金等の取扱いについて	P39
12	協議第 15 号	行政連絡機構の取扱いについて	P43
13	協議第 16 号	町字名の取扱いについて	P46
14	協議第 17 号	慣行の取扱いについて	P47
15	協議第 18 号	農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて	P50

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

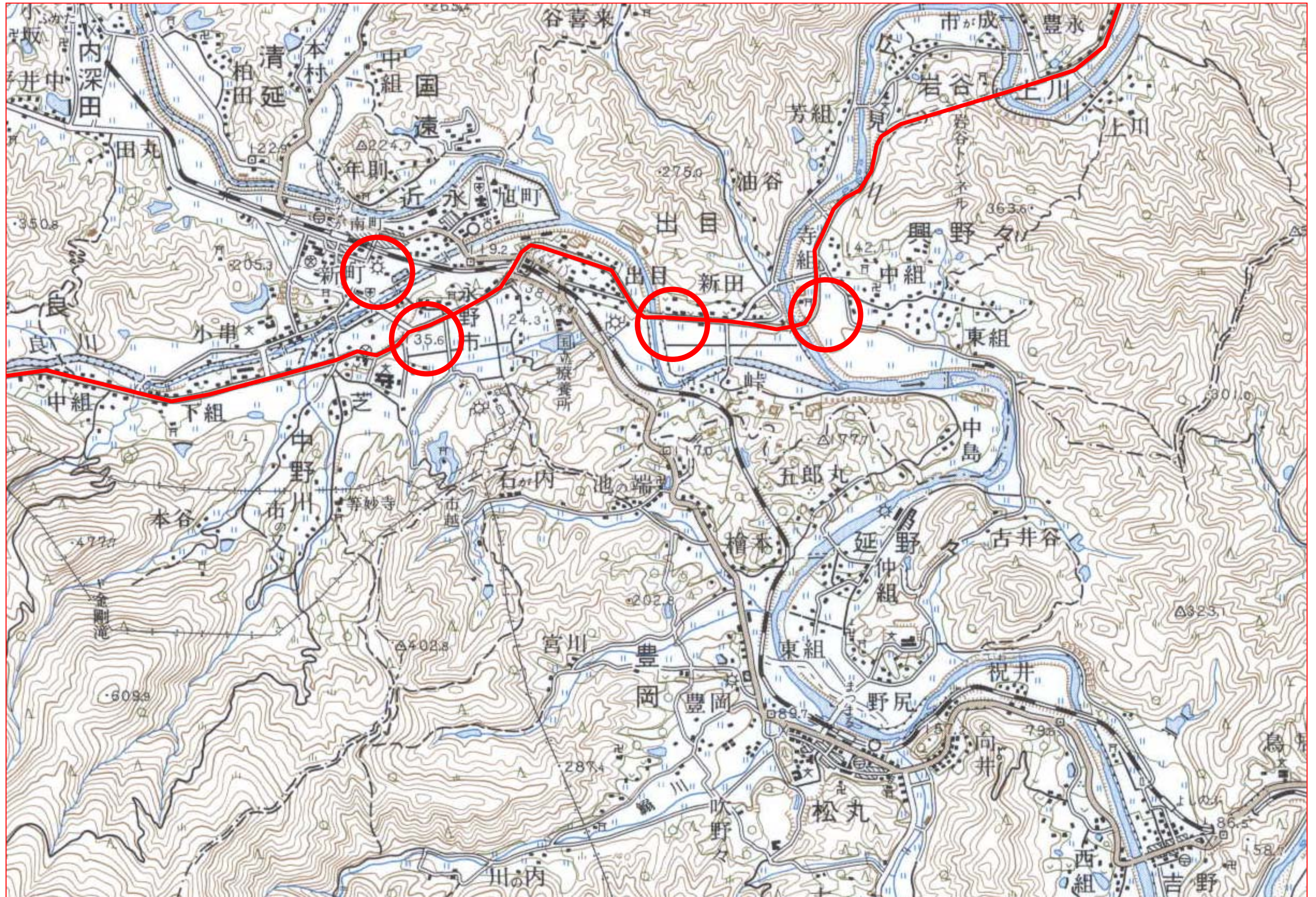
協議項目	新町の名称	関係項目	
事務・事業・制度名等			担当部会名等 合併協議会事務局
基本調整方針	新町の名称は、きほく町とする。		調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	先進事例		備考
<p>新設合併（対等合併）の場合は、2町村とも廃されるので、新しい町の名称を決める必要がある。</p> <p>【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	<p>○近年の先例地の状況</p> <p>新設合併</p> <p>ひたちなか市（H6. 11. 1）：勝田市、那珂湊市 公募 小委員会（12人）で1候補を選定（6か月間）</p> <p>あきる野市（H7. 9. 1）：秋川市、五日市町 小委員会（6人）で結論が出ず協議会にて協議（4か月間）</p> <p>篠山市（H11. 4. 1）：篠山町、西紀町、丹南町、今田町 公募（篠山を入れた名前でアイデア募集） 小委員会（12人）で1候補を選定（7か月間）</p> <p>西東京市（H13. 1. 21）：田無市、保谷市 公募 選定小委員会（8人）で10候補を選定（10か月間） 協議会で5候補を選定 住民アンケートで最終選定</p> <p>さいたま市（H13. 5. 1）：浦和市、大宮市、与野市 任意の合併協議会で確認 公募 検討委員会（19人）で5候補を選定 小委員会（10人）で1候補を選定（23か月間）</p> <p>さぬき市（H14. 4. 1）：津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 公募の中から各町10の候補を選出 協議会で1候補を選定</p> <p>あさぎり町（H15. 4. 1）：上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 公募 選定小委員会（10人）で4候補を選定（2か月間） 協議会で1候補を選定</p> <p>東かがわ市（H15. 4. 1）：引田町、白鳥町、大内町 公募 選定小委員会（12人）で10候補を選定（4か月間） 協議会で1候補を選定</p>		

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	新町の事務所の位置	関係項目	
事務・事業・制度名等			担当部会名等
基本調整方針	1 新町の事務所の位置は、合併当初は広見町大字近永800番地1（現在の広見町役場）とする。 2 現在の日吉村の役場の位置に支所を置くものとする。 3 新たに建設する庁舎については、合併特例債活用可能な期間内に、広見町地内に建設するものとする。建設候補地については、広見町大字永野市、同近永、同出目、同興野々の中から、2町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定するものとする。 4 合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図るものとする。		合併協議会事務局 調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	根拠法令		備考
<p>市町村の事務所の位置は、条例で定める（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項）こととされているため、新設合併の場合は、新たに条例でこれを定めることとなり、あらかじめ合併協議会の場で協議しておく必要があります。</p> <p>事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければなりません（地方自治法第4条第2項）。</p> <p>なお、事務所の位置を定める条例を制定するときは、合併市町村の議会において、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要（地方自治法第4条第3項）とされていますが、新設合併の際は、議会が成立していないケースがあり、その場合は、合併市町村の職務執行者の専決処分が必要な場合もあります。</p>	<p><b>地方自治法</b>  <b>（事務所の位置及び変更）</b>                      第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。                      2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。                      3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p><b>（支庁・地方事務所等の設置及び区）</b>                      第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。                      2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。                      3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p>		

事務所の現況	先進事例	備考
<p>広見町</p> <p>位置 広見町大字近永800番地1</p> <p>施設の規模 3階</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造り陸屋根</p> <p>敷地面積 3,084.71㎡</p> <p>延床面積 1,783.27㎡</p> <p>1階 577.50㎡</p> <p>2階 577.50㎡</p> <p>3階 577.50㎡</p> <p>保健センター（環境衛生課）</p> <p>広見町民会館（教育委員会）</p> <p>総合福祉センター（保健福祉課）</p> <p>第2庁舎（水道課）</p> <p>竣工 昭和33年12月23日</p>	<p>北上市 新設合併（H3.4.1）：北上市、和賀町、江釣子村 学識経験者9人で構成する小委員会を設置。事務所の位置は、旧北上市役所。和賀町、江釣子村役場は支所とし、一部事務組合を除き当面は現状の組織。新庁舎は用地取得後、平成6年度から江釣子地区内に建設する。</p> <p>ひたちなか市 新設合併（H6.11.1）：勝田市、那珂湊市 事務所の位置は、旧勝田市役所。分庁方式。那珂湊庁舎は支所に。本庁に企画管理部門及び支所が所管する区域（旧那珂湊市）以外の区域に関する事務を所掌。新庁舎の建設予定なし。</p> <p>あきる野市 新設合併（H7.9.1）：秋川市、五日市町 事務所の位置は、旧秋川市役所。6人からなる小委員会を設置。分庁方式。新庁舎の位置は2市町の庁舎にはこだわらない。実際の新庁舎は秋川市庁舎跡に平成12年度完成。</p> <p>篠山市 新設合併（H11.4.1）：篠山町、西紀町、丹南町、今田町 事務所の位置は、旧篠山町役場。篠山町を除く他の3町役場を支所とし、従来の支所と合わせて5支所に。各支所には地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の5担当を設置。</p>	
<p>日吉村</p> <p>位置 日吉村大字下鍵山463番地</p> <p>施設の規模 2階</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造り陸屋根</p> <p>敷地面積 1,663.94㎡</p> <p>延床面積 1,013.29㎡</p> <p>1階 550.52㎡</p> <p>2階 462.77㎡</p> <p>住民センター</p> <p>1階 365.63㎡</p> <p>2階 344.55㎡</p> <p>3階 550.63㎡</p> <p>竣工 昭和57年9月30日</p>	<p>西東京市 新設合併（H13.1.21）：田無市、保谷市 事務所の位置は、旧田無市役所。新庁舎は建設しない。合併年度末までの組織・機構は現状を維持。合併後、事務レベルにおいて窓口部門を除く分庁の具体的手法を検討。</p> <p>さいたま市 新設合併（H13.5.1）：浦和市、大宮市、与野市 事務所の位置は、旧浦和市役所。新庁舎は合併後検討する。大宮市、与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討する。</p> <p>さぬき市 新設合併（H14.4.1）：津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 事務所の位置は、当面の新市の位置を大川郡志度町大字志度5385番地5（現在建設中の志度町役場の新庁舎の位置）に置く。</p>	
	<p>あさぎり町 新設合併（H15.4.1）：上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 事務所の位置は、免田町役場。免田町を除く他の4町村役場を支所とする。合併後、新町至便の地に新庁舎建設を検討する。本庁舎の役場構造から、合併後当分の間は、行政機構を分散及び仮庁舎を設置することも考慮する。</p> <p>東かがわ市 新設合併（H15.4.1）：引田町、白鳥町、大内町 事務所の位置は、白鳥町湊字水入1847番地1とする。新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。</p>	

新たに建設する庁舎の建設候補地位置図



広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	財産の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等			担当部会名等 総務部会
基本調整方針	2町村の所有する財産、公の施設及び債務等は、合併時点で所有するものすべてを新町に引き継ぐものとする。		調整方針確認日
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、合併関係市町村が協議してこれを定めます。(地方自治法第7条第4項)</p> <p>原則的には、合併関係市町村が持っていた財産(土地、建物、債権、債務など)は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することになります。</p> <p>ただし、合併関係市町村の財産を合併市町村に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合は、財産区(地方自治法第294条)を設置することもできます。</p> <p>財産処分に係る協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません。(地方自治法第7条第5項)</p> <p><b>【市町村の財産】</b> 市町村の財産には、次のようなものがあります。</p> <p>① 公有財産 不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券等</p> <p>② 物品</p> <p>③ 債権</p> <p>④ 基金</p>	<p><b>地方自治法</b> <b>(市町村の廃置分合及び境界変更)</b> 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 <u>第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</u></p> <p>5 <u>第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</u></p> <p>6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p><b>(財産の管理及び処分)</b> 第237条 この法律において「<b>財産</b>」とは、<b>公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</b> 2～3 (略)</p> <p><b>(公有財産の範囲及び分類)</b> 第268条 この法律において「<b>公有財産</b>」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。</p> <p>① 不動産</p> <p>② 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機</p> <p>③ 前2号に掲げる不動産及び動産の従物</p> <p>④ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利</p> <p>⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利</p> <p>⑥ 株券、社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する短期社債等に係るものを除く。)及び地方債証券(社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録されたものを含む。)並びに国債証券(国債に関する法律(明治39年法律第34号)の規定により登録されたものを含む。)その他これらに準ずる有価証券</p> <p>⑦ 出資による権利</p> <p>⑧ 不動産の信託の受益権</p> <p>2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</p> <p><b>(物品)</b> 第239条 この法律において「<b>物品</b>」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。</p>	<p><b>さぬき市(H14.4.1合併)</b> 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。</p> <p><b>あさぎり町(H15.4.1合併)</b> 財産及び債務の取扱いについて(山林を除く)</p> <p>(1) 公有財産(山林を除く)については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低20%を確保する。また、その他の基金額(奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等)については、合併時の現有額を持ち寄る。</p> <p>(4) 債務については現行のまま新町に引き継ぐ。山林の取扱いについて</p> <p>(1) 岡原村・須恵村・深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 上村の所有する山林については、合併時に財産区を設定し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。 なお、分収林契約については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については、上村が合併前に一括償還するものとする。 また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。 (調整の具体的な内容) 財産区の健全な管理・運営を行うために必要な諸規定については、合併までに調整し、新町において設置する。</p> <p>○南宇和合併協議会(H16.10.1合併予定) 5町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議項目	財産の取扱い	関係項目	先進事例
留意事項	根拠法令		
	<p>① 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）</p> <p>② 公有財産に属するもの</p> <p>③ 基金に属するもの</p> <p>2～5（略）</p> <p><b>（債権）</b></p> <p>第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。</p> <p>4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>① 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権</p> <p>② 過料に係る債権</p> <p>③ 証券に化体されている債権（社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたもの及び短期社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記録されたものを含む。）</p> <p>④ 預金に係る債権</p> <p>⑤ 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権</p> <p>⑥ 寄附金に係る債権</p> <p>⑦ 基金に属する債権</p> <p><b>（基金）</b></p> <p>第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p><b>（地方債）</b></p> <p>第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。</p> <p>2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。</p> <p><b>（債務負担行為）</b></p> <p>第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。</p> <p><b>〔財産区の意義及びその財産又は公の施設〕</b></p> <p>第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。</p> <p>2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。</p> <p>3 前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。</p>		



協議項目		財産の取扱い		関係項目	
項目		平成14年度 決算書			
		広見町		日吉村	
公有財産	土地建物	行政財産 土地 353,218.15㎡ 建物 79,147.99㎡ 普通財産 土地 1,447,086.40㎡ 建物 3,679.57㎡		行政財産 土地 109,443.00㎡ 建物 26,346.00㎡ 普通財産 土地 2,288,948.00㎡ 建物 355.00㎡	
	山林	直営林 分収林 1,372,702.00㎡ その他		直営林 2,271,947.00㎡ 分収林 400,927.00㎡ その他	
	有価証券(株券)	日本電信電話株式会社・(株)グリーンファーム安森 愛媛地域総合研究所・(株)森の三角ぼうし (合計38,447,000円)		(出資による権利を含む)	
	出資による権利	南予森林組合・鬼北土地開発公社・愛媛県農業信用基金協会・広見町農業公社・宇和島地区広域事務組合ふるさと整備基金・鬼北地域野菜園芸振興基金・愛媛県国保連合会預託金・愛媛県信用保証協会・愛媛県保健医療財団・ふるさと情報センター・愛媛県労働者信用基金・愛媛県腎臓設立バンク・愛媛の森基金・愛媛県まちづくり総合センター・愛媛県栽培漁業基金・愛媛県国際交流協会・砂防フロンティア整備推進機構・愛媛県暴力追放推進センター・中小企業情報センター・愛媛県廃棄物処理センター・愛媛県農林漁業後継者育成基金 (合計270,345,400円)		日吉村森林組合・鬼北土地開発公社・愛媛県農業信用基金協会・日吉村原木市場・日吉村農林公社・鬼北地域野菜園芸振興基金・愛媛県信用保証協会・愛媛県保健医療財団・愛媛県労働者信用基金・愛媛県腎臓設立バンク・愛媛の森基金・愛媛県まちづくり総合センター・愛媛県栽培漁業基金・愛媛県暴力追放推進センター・愛媛県廃棄物処理センター・愛媛県農林漁業後継者育成基金・(株)愛媛地域総合研究所・愛媛県農業開発公社・愛媛県市町村職員互助会・ふるさと市町村圏・愛媛県スポーツ振興事業団 (合計190,966,000円)	
預託金		該当なし		該当なし	
物品		車両・機械器具他		車両・機械器具他	
債権		生活環境施設整備貸付金、地域総合整備事業貸付金 住宅新築資金等貸付金 (合計133,469,495円)		奨学資金貸付金・住宅新築資金等貸付金 (合計63,765,301円)	
基金		財政調整基金・土地開発基金他 (合計860,637,694円) 公有財産造成基金、(土地 6,109,233㎡)		財政調整基金・土地開発基金他 (合計758,448,827円)	
地方債		普通会計起債・企業会計起債 (合計10,934,528,349円)		普通会計起債・特別会計起債 (合計2,686,580,416円)	
水道事業有形固定資産		土地建物他 (合計6,890,267,044円)		なし	

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。		調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	根拠法令		先進事例
<p>市町村の合併が行われると、新設合併であれば、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うこととなります。しかし、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の議員の定数の総和に比べ大幅に減少する機会が多いことから、激変緩和のために、合併特例法において、定数又は在任の特例が認められています。</p> <p>特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければなりません。</p> <p>また、決定されたことについては、合併後に変更することはできないとされています。</p>	<p><b>地方自治法（昭和22年法律第67号）</b> <b>（市町村の議員の定数）</b> 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人 (5)～(11) (略) 3～6 (略) 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</b> <b>（議会の議員の定数に関する特例）</b> 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。 2～7 (略) 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p>		<p>○篠山市（H11.4.1合併） 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>○さぬき市（H14.4.1合併） 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年2月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>○あさぎり町（H15.4.1合併予定） 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。</p> <p>○東宇和・三瓶合併協議会（H16.4.1合併予定） 1 新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し、31人とする。 2 新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。 明浜町の区域 4人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 7人 城川町の区域 4人 三瓶町の区域 6人 3 報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p>

留意事項	根拠法令	先進事例
	<p><b>(議会の議員の在任に関する特例)</b></p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>① 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>② 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p> <p>2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。</p> <p>3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。</p> <p>4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。</p> <p><b>公職選挙法 (昭和25年法律第100号)</b>  <b>(地方公共団体の議会の議員の選挙区)</b></p> <p>第15条 1～5 (略)</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市 (以下「指定都市」という。) については、区の区域をもつて選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院 (小選挙区選出) 議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)</b></p> <p>第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙及び長の任期満了に因る選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。</p> <p>2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>	<p>○南宇和合併協議会 (H16. 10. 1合併予定)</p> <p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。報酬等については、5町村の長が別に協議して合併時まで調整する。</p> <p>○上島合併協議会 (H16. 10. 1合併予定)</p> <p>合併特例法は適用しない。</p> <p>なお、選挙区を設けることについては検討する。</p>

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）	関係項目	
事務・事業・制度名等			担当部会名等
基本調整方針	2 新町議会議員の定数は、___人とする。	合併協議会事務局	
	3 新町議会議員選挙の選挙区は、最初の一般選挙に限り、旧町村単位で選挙区を設けることとする。	調整方針確認日	
	4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。	平成 年 月 日	
留意事項	根拠法令		先進事例
<p>合併の際には、合併特例法第6条及び第7条の規定により、合併関係市町村の協議により、議員の定数や在任に関する特例を適用することができますが、第6条第1項ただし書き及び第7条第1項ただし書きでは、議員がすべてなくなったとき、あるいは議員に欠員が生じたときは、地方自治法第91条の規定による定数に復帰する、あるいはその定数まで減少するとされています。</p> <p>平成15年1月1日から施行された地方自治法の改正前は「地方自治法第91条の規定による定数」とは法律上の定数を指していましたが、この改正により「議員の定数は、条例で定める。」ことになりましたので、合併後の市町村が特例の適用期間を経過した後に適用する定数を定めておく必要があります。</p> <p>つまり、議員の定数や在任の特例を適用する場合には、合併特例法の規定による特例定数と地方自治法第91条の規定による特例の適用期間を経過した後に適用する定数の双方を合併前に定めておく必要があるわけです。</p>	<p><b>地方自治法（昭和22年法律第67号）</b>  <b>（市町村の議員の定数）</b>            第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。            2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。            (1)～(3) (略)            (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人            (5)～(11) (略)            3～6 (略)            7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは<u>設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</u>            8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。            9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。            10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</b>  <b>（議会の議員の在任に関する特例）</b>            第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。<u>この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。</u>            ① 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間            ② 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間            2～4 略</p>		

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）	関係項目	先進事例
留意事項	根拠法令		
<p>新設合併の場合、合併前に条例を制定することができませんので、改正後の地方自治法第91条第7項から第10項に市町村の配置分合の際の特例の適用期間経過後に適用する定数の決定手続が規定されています。</p> <p>この規定では、</p> <p>①設置関係市町村（合併特例法でいう合併関係市町村）の議会の議決を経て（第10項）</p> <p>②設置関係市町村の協議により定数を定め（第7項）</p> <p>③直ちに告示をする（第8項）</p> <p>こととされていますが、この手続は、合併特例法に定められている特例を適用する際の手続とは別個のもので、必ずしも合併特例法に基づく手続と同時に完了する必要はありませんし、合併協議会の中で協議しなければならないものでもありません。</p> <p>しかし、議員の定数は合併後の市町村の根幹に関わる問題ですので、特例適用の是非と合わせて、合併協議会の中で協議することが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、この手続により告示された定数は、「第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす」とされていることから、合併後の市町村において改めて条例で定める必要はなく、合併後に定数を変更する場合に新たに条例を制定することになります。</p>	<p><b>公職選挙法</b>（昭和25年法律第100号）</p> <p><b>（選挙の単位）</b></p> <p>第12条 1～3 略</p> <p>4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。</p> <p><b>（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</b></p> <p>第15条 1～5（略）</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）</b></p> <p>第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙及び長の任期満了に因る選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。</p> <p>2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p><b>公職選挙法施行令</b></p> <p><b>（人口の定義）</b></p> <p>第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合においては、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定によって都道府県知事が告示した人口による。</p>		

協 議 項 目		町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）			関 係 項 目																					
具体項目		現 況			合 計	備 考																				
		広見町	日吉村																							
議員定数	法定数	22人	12人		34人	新町議会議員の定数は、 人とする。																				
	条例	18人	10人		28人																					
	現状	18人	10人		28人																					
選挙区	選挙区数	1	1			新町議会議員選挙の選挙区は、最初の一般選挙に限り、旧町村単位で選挙区を設けることとする。																				
	区域	広見町の区域	日吉村の区域																							
議員報酬 (月額) (H15.4.1)	議長	240,000円	218,000円			新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。																				
	副議長	188,000円	171,000円																							
	議員	173,000円	161,000円																							
※参考 選挙区を2つとした場合の選挙区ごとの定数	国勢調査人口		11,147人	1,933人	13,080人																					
	人口比 例議員 数	自治法定数	18.75人	3.25人	22人																					
		人口類似団体	13.64人	2.36人	16人																					
		参 考	11.93人	2.07人	14人																					
人口同規模団体の議員定数 (平成15年1月1日現在)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>人口 (H12 国勢調査)</th> <th>議員数 (法定)</th> <th>条例</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹原町</td> <td>13,644人</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>吉田町</td> <td>13,001人</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>津島町</td> <td>13,863人</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>					団体名	人口 (H12 国勢調査)	議員数 (法定)	条例	現員	丹原町	13,644人	22	16	16	吉田町	13,001人	22	18	15	津島町	13,863人	22	18	16
団体名	人口 (H12 国勢調査)	議員数 (法定)	条例	現員																						
丹原町	13,644人	22	16	16																						
吉田町	13,001人	22	18	15																						
津島町	13,863人	22	18	16																						

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	担当部会名等	総務部会																				
事務・事業・制度名等																								
基本調整方針	1 税率については、各税とも地方税法の定めによる標準税率とする。 2 納期については、平成16年度については旧町村の例により、平成17年度から、新たに納期を定めるものとする。 3 納期前納付に対する報奨金については、1円未満切捨てにより算出した額とする。 4 納税組合に対する納税奨励金制度は廃止の方向で検討する。			調整方針確認日  平成 年 月 日																				
留意事項	根拠法令	先進事例																						
<p>市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、条例で規定しなければならないとされています（地方税法第3条第1項）</p> <p>したがって、一般と異なる税率で課税するなど不均一の課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければなりません。</p> <p>合併後に、不均一課税を行うか否かについて、合併特例法においては、あらかじめ合併関係市町村の間で協議する旨の規定はありませんが、事実上の取扱いとしては、合併協議会で事前に取り決めることが適当であるとされています。</p> <p>しかし、この取り決めはあくまでも申し合わせ事項に過ぎないものであり、合併直後に合併市町村において正規の条例改正等の手続をとってはじめて、不均一課税が行われるものとされています。</p> <p>(昭和33年10月15日市町村税課長内かん) (市町村ハンドブックより)</p> <p><b>【不均一課税】</b></p> <p>合併関係市町村相互間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合があります。</p> <p>このような場合には、合併特例法第10条の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができるとされています。</p> <p>地方税法においては、不均一の課税について、同法第6条第2項及び第7条で規</p>	<p><b>個人町村民税</b></p> <p>1 納税義務者（地方税法第294条）</p> <p>① 町村内に住所を有する個人 均等割及び所得割</p> <p>② 町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町村内に住所を有しない者 均等割</p> <p>2 税率</p> <p>① 均等割（地方税法第310条） 2,000円 (標準税率)</p> <p>② 所得割（地方税法第314条の3） 3%、8%、12% (標準税率)</p> <p><b>法人町村民税</b></p> <p>1 納税義務者（地方税法第294条）</p> <p>① 町村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割及び法人税割</p> <p>② 町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割</p> <p>2 税率</p> <p>① 均等割（地方税法第312条） (標準税率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 資本等の金額が50億円超 従業者数50人超</td> <td>年額 300万円</td> </tr> <tr> <td>2 資本等の金額が10億円超～50億円以下 従業者数50人超</td> <td>年額 175万円</td> </tr> <tr> <td>3 資本等の金額が10億円超 従業者数50人以下</td> <td>年額 41万円</td> </tr> <tr> <td>4 資本等の金額が1億円超～10億円以下 従業者数50人超</td> <td>年額 40万円</td> </tr> <tr> <td>5 資本等の金額が1億円超～10億円以下 従業者数50人以下</td> <td>年額 16万円</td> </tr> <tr> <td>6 資本等の金額が1千万円超～1億円以下 従業者数50人超</td> <td>年額 15万円</td> </tr> <tr> <td>7 資本等の金額が1万円超～1億円以下 従業者数50人以下</td> <td>年額 13万円</td> </tr> <tr> <td>8 資本等の金額が1千万円以下 従業者数50人超</td> <td>年額 12万円</td> </tr> <tr> <td>9 前各号に掲げる法人以外の法人等</td> <td>年額 5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 法人税割（地方税法第314条の6） 100分の12.3 (標準税率)</p> <p>3 納期（地方税法第321条の8） 地方税法に規定する納期限</p>	法人等の区分	税率	1 資本等の金額が50億円超 従業者数50人超	年額 300万円	2 資本等の金額が10億円超～50億円以下 従業者数50人超	年額 175万円	3 資本等の金額が10億円超 従業者数50人以下	年額 41万円	4 資本等の金額が1億円超～10億円以下 従業者数50人超	年額 40万円	5 資本等の金額が1億円超～10億円以下 従業者数50人以下	年額 16万円	6 資本等の金額が1千万円超～1億円以下 従業者数50人超	年額 15万円	7 資本等の金額が1万円超～1億円以下 従業者数50人以下	年額 13万円	8 資本等の金額が1千万円以下 従業者数50人超	年額 12万円	9 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 5万円	<p><b>○さぬき市(H14.4.1合併)</b></p> <p>5町で差異のある税制等については、次のとおり取扱う。</p> <p>1 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。</p> <p>2 個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。</p> <p>3 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。</p> <p>4 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおりに取扱う。</p> <p>(1) 交付額は、100分の1.0とする。</p> <p>(2) 月数については、全期前納方式による算定とする。</p> <p>(3) 交付額の上限は5万円、下限は100円とする。</p> <p><b>○中球磨5か町村合併協議会</b> <b>(あさぎり町：H15.4.1合併予定)</b></p> <p>5か町村で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村条例準則に定める納期による。</p> <p>(2) 固定資産税の納期については、須恵村の例による。</p> <p>(3) 軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村条例準則に定める納期とする。</p> <p>(4) 鉱産税については、免田町、岡原村、須恵村、深田村の例による。</p> <p>(5) 水利地益税については、設置しないものとする。</p> <p><b>○引田町・白鳥町・大内町合併協議会</b> <b>(東かがわ市：H15.4.1合併予定)</b></p> <p>個人市民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び特別土地保有税については、3町に相違がないため市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p><b>○東宇和・三瓶町合併協議会</b></p> <p>5町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。</p>		
法人等の区分	税率																							
1 資本等の金額が50億円超 従業者数50人超	年額 300万円																							
2 資本等の金額が10億円超～50億円以下 従業者数50人超	年額 175万円																							
3 資本等の金額が10億円超 従業者数50人以下	年額 41万円																							
4 資本等の金額が1億円超～10億円以下 従業者数50人超	年額 40万円																							
5 資本等の金額が1億円超～10億円以下 従業者数50人以下	年額 16万円																							
6 資本等の金額が1千万円超～1億円以下 従業者数50人超	年額 15万円																							
7 資本等の金額が1万円超～1億円以下 従業者数50人以下	年額 13万円																							
8 資本等の金額が1千万円以下 従業者数50人超	年額 12万円																							
9 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 5万円																							

定されており、第6条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」とされています。

市町村の合併においても、この地方税法の規定により不均一課税を実施することも考えられるところですが、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、合併特例法において、不均一課税をすることができることを明確にしているものです。

したがって、合併を事由とする不均一課税の根拠は、この合併特例法の規定となるため、不均一課税ができる期間は、必ず、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限られることとなります。

**【不均一課税をすることができる要件】**

不均一課税をすることができる要件は、次のいずれかに該当する場合に限られています。

○合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

○市町村の合併により継承した財産又は負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠く

**市町村が課税することができる税目**

法定普通税（6種類）

- 市町村民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 市町村たばこ税
- 鉱産税
- 特別土地保有税

法定目的税（7種類）

- 入湯税
- 事業所税
- 都市計画税
- 水利地益税
- 共同施設税

**固定資産税**

- 1 納税義務者（地方税法第343条）  
1月1日現在町村内に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者
- 2 課税標準（地方税法第349条、第349条の2）  
1月1日における当該固定資産税の価格
- 3 税率（地方税法第350条） 100分の1.4 （標準税率）
- 4 免税点（地方税法第351条）  
土地 30万円  
家屋 20万円  
償却資産 150万円

**軽自動車税**

- 1 納税義務者（地方税法第442条の2）  
軽自動車等の所有者又は使用者
- 2 税率（地方税法第444条） （標準税率）

区 分	種 別	税 額	
原動機付自転車	総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。）	1,000円	
	2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	1,200円	
	2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600円	
	3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500円	
軽自動車	2輪のもの（側車付のものを含む。）	2,400円	
	3輪のもの	3,100円	
	4輪以上のもの	乗用のもの	5,500円
		営業用	7,200円
	貨物用のもの	営業用	3,000円
自家用		4,000円	
2輪の小型自動車		4,000円	

市町村は、第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち3輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によつて区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

**町村たばこ税**

- 1 納税義務者（地方税法第465条）  
製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者
- 2 税率（地方税法第468条）  
紙たばこ 1,000本につき2,668円  
旧3級品紙巻たばこ 1,000本につき1,266円

- 1 個人町民税及び固定資産税の納期については、地方税法に定める納期による。
- 2 個人町民税及び固定資産税の納期前納付報奨金については、地方税法に定める基準による。
- 3 特別土地保有税については、合併時に調整する。

**○南宇和合併協議会（H16.10.1合併予定）**

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 賦課率は5町村とも同率であるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 2 個人町村民税と固定資産税の納期については、御荘町の例による。ただし、平成16年度は旧町村の例によるものとする。
- 3 軽自動車税の納期については、城辺町の例によるものとする。
- 4 特別土地保有税については、御荘町の例によるものとする。
- 5 鉱産税・入湯税については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 6 納税（貯蓄）組合については、現行のまま引き継ぎ、新町において調整する。



<p>宅地開発税 国民健康保険税 法定外普通税 法定外目的税</p> <p>これらの税目の税率については、標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4種類があります。</p> <p><b>【不均一課税の対象となる税目】</b> 法定普通税のうち、一定税率以外の税率により課税する税目については、市町村ごとに税率が違う場合があるので、不均一課税をすることができますが、一定税率で全国一律に課税されている「市町村たばこ税」と「特別土地保有税」については、不均一課税を行う余地はありません。</p> <p><b>【特例の範囲】</b> 不均一課税ができる期間は、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限られ、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものですが、市町村の一体性及び住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はある限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解されています。 また、制限税率がある場合には、当然に、これを超えた不均一課税を行うことができません。</p>	<p><b>鉱産税</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>納税義務者（地方税法第519条） 鉱物の掘採の事業を行う鉱業者</li> <li>課税標準（地方税法第519条） 鉱物の価格</li> <li>税率（地方税法第520条） 100分の1 （標準課税） ただし、毎月1日から末日までの間に採掘された鉱物の価格が200万円以下の場合 100分の0.7</li> </ol> <p><b>特別土地保有税</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>納税義務者（地方税法第585条） 当該土地の所有者又は取得者</li> <li>課税標準（地方税法第593条） 土地の取得価額</li> <li>税率（地方税法第594条） 土地に対して課するもの 100分の1.4 土地の取得に対して課するもの 100分の3</li> </ol> <p><b>入湯税</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>納税義務者（地方税法第701条） 鉱泉浴場における入湯客</li> <li>税率（地方税法第701条の2） 入湯客1人1日について、150円 （標準税率）</li> </ol> <p><b>地方税法（昭和25年法律第226号）</b> （公益等に因る課税免除及び不均一課税） 第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。 （受益に因る不均一課税及び一部課税） 第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。</p> <p>（普通徴収に係る個人の市町村民税の納期） 第320条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 （固定資産税の納期） 第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 2 固定資産税額（第364条第8項の規定によつて都市計画税をあわせて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれ</p>	
---	---	--

か一の納期において、その全額を徴収することができる。

(個人の市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

(固定資産税に係る納期前の納付)

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

#### 合併特例法

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法(昭和25年法律第226号)第701条の31第1項第1号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口(同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。)が30万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間には行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

項 目			現 況		具体的調整方針	
			広 見 町	日 吉 村		
個人町村民税	税 率	均等割	2,000円	2,000円	現行のまま新町に引き継ぐ。	
		所得割	標準税率	標準税率		
	納 期	普通徴収	第1期	6月1日～6月30日	6月1日～6月30日	普通徴収の納期については、地方税法に定められた納期とする。  第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 翌年1月1日～1月31日  ※ただし、平成16年度については旧町村の例により、平成17年度から統一する。
			第2期	9月1日～9月30日	9月1日～9月30日	
			第3期	11月1日～11月30日	12月1日～12月25日	
			第4期	翌年1月1日～1月31日	翌年3月1日～3月31日	
			第5期	—	—	
			第6期	—	—	
			第7期	—	—	
			第8期	—	—	
			第9期	—	—	
第10期			—	—		
特別徴収		7月10日～翌年6月10日	7月10日～翌年6月10日			
法人町村民税	税 率	法人税割	100分の12.3	100分の12.3	現行のまま新町に引き継ぐ。	
		均等割	標準税率	標準税率		
固定資産税	税 率		100分の1.4	100分の1.4	固定資産税の税率については、標準税率とする。 納期については、地方税法に定められた納期とする。  第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 翌年2月1日～2月末日  ※ただし、平成16年度については旧町村の例により、平成17年度から統一する。	
	納 期	第1期	4月1日～4月31日	5月1日～5月31日		
		第2期	7月1日～7月31日	8月1日～8月31日		
		第3期	10月1日～10月31日	11月1日～11月30日		
		第4期	12月1日～12月25日	翌年2月1日～2月末日		
		第5期	—	—		
		第6期	—	—		
		第7期	—	—		
		第8期	—	—		
		第9期	—	—		
第10期	—	—				
軽自動車税	税 率		標準税率	標準税率	軽自動車税の税率は標準税率とする。 納期は日吉村の例による。	
	納 期		5月1日～5月31日	4月11日～4月30日		
町村たばこ税	税 率	千本につき	2,434円	2,434円	現行のまま新町に引き継ぐ。	
鉱産税	税 率		100分の1	100分の1	現行のまま新町に引き継ぐ。	
特別土地保有税	税 率	土地	100分の1.4	100分の1.4	現行のまま新町に引き継ぐ。	
		土地の取得	100分の3	100分の3		
入湯税	税 率		1人1日150円	—	広見町の例による。 年齢12歳未満の者、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者には課さない。	
ナンバープレート再交付に係る弁償金			無し	無し	日吉村の例による。	
標識の棄損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくとき			200円	100円		
納期前納付に対する報奨金			10円未満切捨て	100円未満切捨て	1円未満切捨てにより算出した額とする。	
納税奨励金制度			無し	有り	廃止の方向で検討する。	

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	地域審議会の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会
基本調整方針	地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。各地区の地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。		調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>地域審議会の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。</p> <p>地域審議会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 合併関係市町村の協議により</li> <li>② 期間を定めて</li> <li>③ 合併関係市町村の区域であった区域ごとに</li> </ol> <p>設置することができることとされており（法第5条の4第1項）、その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることとされています。</p> <p>地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされています。（法第5条の4第2項）</p> <p>また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければなりません。（法第5条第8項）</p> <p>地域審議会の具体的な役割等については、次のようなことが考えられます。</p> <p>新市町村の関係区域に係る事務に関して</p> <p>長の諮問に対する審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村建設計画の変更</li> <li>・市町村建設計画の執行状況 等</li> </ul> <p>長に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村建設計画の執行状況</li> <li>・公共施設の設置・管理運営 等</li> </ul>	<p><b>合併特例法（昭和40年法律第6号）</b> <b>（地域審議会）</b></p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</li> <li>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</li> <li>4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</li> </ol> <p>（市町村建設計画の作成及び変更）</p> <p>第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 合併市町村の建設の基本方針</li> <li>② 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項</li> <li>③ 公共的施設の統合整備に関する事項</li> <li>④ 合併市町村の財政計画</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。</li> <li>3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</li> <li>4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。</li> <li>5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。</li> </ol>	<p>○中球磨5か町村合併協議会 <b>（あさぎり町：H15.4.1合併）</b></p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく、地域審議会を新町において設置する。</p> <p><b>調整の具体的内容</b></p> <p>地域審議会については、新町において設置する。なお、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、新町建設計画策定の段階で協議する。</p> <p>（設置期間）</p> <p>地域審議会の設置期間は、町村の合併の日から平成25年3月31日までとする。（所掌事務）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域審議会は、新町の関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新町建設計画の変更に関する事項</li> <li>(2) 新町建設計画の執行状況に関する事項</li> <li>(3) 地域振興のための基金の活用に関する事項</li> <li>(4) 新町の基本構想の作成及び変更に関する事項</li> <li>(5) その他町長が必要と認める事項</li> </ol> </li> <li>2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。（組織） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域審議会の委員は、委員15名以内で組織する。</li> <li>2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が任命する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区長</li> <li>(2) 農林業団体、商工業団体に属する者</li> <li>(3) 社会教育及び学校教育の団体に属する者</li> <li>(4) 青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者</li> <li>(5) 社会福祉に関係する者</li> <li>(6) 消防団員</li> <li>(7) 学識経験を有する者</li> </ol> </li> </ol> <p>（任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</li> <li>2 委員は、再任されることができる。（会長） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。</li> <li>2 会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。</li> <li>3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。（会議）</li> </ol> </li> </ol> </li></ol>	

留意事項	根拠法令	先進事例
	<p>6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。</p> <p>8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。</p>	<p>1 地域審議会は、町長が招集する。</p> <p>2 地域審議会は、毎年2回以上開催するものとする。また、地域審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。</p> <p>3 地域審議会は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>4 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。</p> <p>5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べることができる。</p> <p>(庶務) 地域審議会の庶務は、総務を担当する課において処理する。</p> <p>(雑則) 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り、これを定める。</p> <p>○南宇和合併協議会 (H16.10.1 合併予定) 地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく、地域審議会を新町において設置する。 各地区の地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。</p>

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	担当部会名等
事務・事業・制度名等			総務部会
基本調整方針	<p>特別職の職員（町議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</li> <li>2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</li> <li>3 審議会・委員会等の附属機関については、2町村に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町村のみに設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</li> <li>4 その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。</li> <li>5 新町の長の職務執行者については、合併までに2町村の長が別に協議して定めるものとする。</li> </ol>		<p>調整方針確認日</p> <p>平成 年 月 日</p>
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>新設合併の場合は、すべての合併関係市町村の法人格が消滅するため、町村長、助役、収入役、教育長、各種審議会委員等の特別職の職員は、法律で特例が認められているもの以外は全員その身分を失い、新町において新たに選任（選挙）されることとなります。</p> <p>このため、新町の町長が選挙されるまでの間（合併の日から50日以内）、合併市町村の長の職務執行者が職務を執行します。</p> <p>合併市町村の長の職務執行者の選任は、合併関係市町村の長が、合併の期日までに協議して定めることとなっています。</p> <p>町村長以外の特別職については、法律で設置を義務付けられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。</p> <p>次の委員については、町長の就任を待たず合併時に、特別選任手続を要すると定められてい</p>	<p><b>地方公務員法</b>  <b>（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</b>  第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。  2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。  3 特別職は、左に掲げる職とする。  (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職  (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職  (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職  (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの  (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職  (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの  (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p><b>（人事委員会又は公平委員会の設置）</b>  第7条 道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。  2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。  3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。  4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。</p> <p><b>地方自治法</b>  <b>（委員会・委員の設置）</b>  第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。  2 （略）  3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（以下略）</p>	<p>○さぬき市（H14.4.1合併）  1 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。  なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。  2 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>○中球磨5か町村合併協議会（H15.4.1合併予定）  特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。  報酬等については、5町村の長が関係機関と協議して合併までに調整する。</p> <p>調整の具体的内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常勤の特別職  町長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。合併直前の額をもとに合併時に調整する。</li> <li>2 議会議員  報酬は、合併直前の額をもとに合併時に調整する。</li> <li>3 行政委員会  行政委員会（公平委員会含む）の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、合併直前の額をもとに合併時に調整する。</li> <li>4 審議会・委員会等の附属機関  附属機関は、新町において引き続き設置する</li> </ol>	

留意事項	根拠法令	先進事例
<p>ます。</p> <p>・<b>教育委員会の最初の委員</b>  合併関係市町村の長の職務執行者が、合併関係市町村の教育委員会の委員であった者の中から、臨時に選任するものとされています。</p> <p>この場合、選任の対象となる者の数が、教育委員会の委員の定数を満たさないときは、その不足する数の委員は、合併市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任します。</p> <p>臨時に選任された委員の任期は、合併市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとされています。</p> <p>・<b>議会において選出されるまでの間の選挙管理委員</b>  合併市町村の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、合併関係市町村の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもって充てるとされています。</p> <p>この場合、選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者が定数に満たないとき、あるいは選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者がいないときは、不足する数の委員は、選挙管理委員の補充員であった者の中から合併市町村の長の職務執行者が選任します。</p> <p>・<b>農業委員会の委員</b>  (選挙による委員が合併特例法の在任特例を適用した場合の、選任による委員の取扱い)  農業委員会の委員については、農業委員会等に関する法律第34条で特例措置が定められています。</p>	<p>(知事及び市町村長)</p> <p>第139条 都道府県に知事を置く。  2 市町村に市町村長を置く。</p> <p>(任期)</p> <p>第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。  2 (略)</p> <p>(副知事及び助役の設置)</p> <p>第161条 1 (略)  2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。  3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。</p> <p>(副知事及び助役の選任)</p> <p>第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p> <p>(副知事及び助役の任期)</p> <p>第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。(以下略)</p> <p>(出納長・副出納長及び収入役・副収入役)</p> <p>第168条 1 (略)  2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。  3～6 (略)  7 (略) 第162条、第163条本文(略)の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。  8～9 (略)</p> <p>(委員会及び委員の設置)</p> <p>第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。  (1) 教育委員会  (2) 選挙管理委員会  (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会  (4) 監査委員</p> <p>2 (略)  3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。  (1) 農業委員会  (2) 固定資産評価審査委員会  4 (略)  5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。  6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たるができない。  7～8 (略)</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。  2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p>(委員及び補充員の選挙)</p> <p>第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。</p>	<p>必要のあるものは、新町において新たに設置する。人数、任期、報酬額は、合併直前の制度をもとに合併時に調整する。</p> <p>5 その他の特別職  その他の特別職は、新町において引き続き設置する必要があるものは、新町において新たに設置する。人数、任期、報酬額は、合併直前の制度をもとに合併時に調整する。  ※特に区長の報酬については、区の再編を考慮したうえで、均等割、戸数割を採用した算出方式とする。</p> <p>○引田町・白鳥町・大内町合併協議会  (東かがわ市：H15.4.1 合併予定)  特別職の職員(消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。  1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。  報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。  2 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。  3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。  報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。  4 その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。  1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。  委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</p> <p>○東宇和・三瓶町合併協議会  特別職の職員(市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。  1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例を</p>

留意事項	根拠法令	先進事例
<p>また、合併特例法第8条には、農業委員会等に関する法律第34条の特例を適用しない場合の、選挙による委員の任期等についての特例が設けられていますが、この特例を適用する場合、選任による委員については特例が設けられていないので、合併市町村の長の職務執行者は、合併後速やかに農業委員会等に関する法律第12条の規定により選任しなければなりません。</p> <p><b>・固定資産評価審査委員会の委員</b></p> <p>合併市町村の長が選挙されるまでの間は、合併市町村の長の職務執行者は、合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任したものをもって、合併市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができます。</p> <p>また、合併市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、合併市町村の長は、合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任した者をもって、合併市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができます。</p> <p>監査委員については、特別選任の手続はなく、合併市町村の長の就任を待って選任することが適当とされています。（昭和42年1月10日行政実例）</p> <p>公平委員会の委員については、公平委員会の事務を愛媛県に委託しているため、新町において新たに委託することとなります。</p>	<p>2～6 （略）</p> <p>7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。</p> <p>8 （略）</p> <p><b>（任期）</b></p> <p>第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。（以下略）</p> <p><b>（設置及び定数）</b></p> <p>第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。</p> <p><b>（選任及び兼職禁止）</b></p> <p>第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。</p> <p>2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあつては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあつては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。</p> <p>3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。</p> <p>4～5 （略）</p> <p><b>（任期）</b></p> <p>第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p><b>（職務・組織・設置）</b></p> <p>第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。</p> <p>3 （略）</p> <p><b>（長の職務を暫定的に行う者）</b></p> <p>第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p><b>（暫定的選挙管理委員）</b></p> <p>第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。（以下略）</p> <p><b>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</b></p> <p><b>（組織）</b></p> <p>第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。（以下略）</p>	<p>もとに調整する。</p> <p>2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>3 審議会・委員会等の附属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。</p> <p>1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</p> <p>4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。</p> <p>5 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p><b>○南宇和合併協議会（H16.10.1 合併予定）</b></p> <p>特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人員、任期について、法令等の定めるところに従い調整する。</p> <p>法令等の定めがない場合は、新町において新たに設置する。</p> <p>報酬等については、5町村の長が別に協議して合併時までに調整する。</p>



留意事項	根拠法令	先進事例
	<p><b>(任命)</b>  第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。  （以下略）</p> <p><b>(任期)</b>  第5条 委員の任期は、4年とする。（以下略）</p> <p><b>(兼職禁止)</b>  第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。</p> <p><b>(教育長)</b>  第16条 教育委員会に、教育長を置く。  2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。  3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。（以下略）</p> <p><b>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令</b></p> <p><b>(最初の委員の選任等)</b>  第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。  2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。  3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。</p> <p><b>(最初の教育長の互選)</b>  第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p> <p><b>(最初に任命される委員の任期)</b>  第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。</p> <p><b>(最初の教育委員会の招集)</b>  第21条 新たに設置された市町村において、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、当該市町村の長が招集する。</p> <p><b>(事務引継)</b>  第22条 市町村の設置があつた場合においては、従前当該市町村の地域が属していた関係市町村の教育委員会（関係市町村の教育委員会がなくなつた場合にあつては、その委員長であつた者。以下次項において同じ。）は、当該教育委員会の管理し、及び執行していた事務で当該新たに設置された市町村に係るものを、20日以内に当</p>	

留意事項	根拠法令	先進事例
	<p>該市町村の教育委員会に引き継がなければならない。</p> <p>2 前項の規定による事務の引継の場合においては、当該関係市町村の教育委員会は、書類、帳簿及び財産目録を作成し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれらの事項に対する意見を記載しなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、市町村の設置があつた場合における教育委員会の事務の引継に関し必要な事項は、都道府県委員会が定める。</p> <p><b>地方税法</b>  <b>(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)</b></p> <p>第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。</p> <p>3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> <p>4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。</p> <p>5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。</p> <p>6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。</p> <p>8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p> <p>9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p> <p><b>(固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等)</b></p> <p>第425条 固定資産評価審査委員会の委員は、左の各号に掲げる職を兼ねることができない。</p> <p>(1) 国会議員及び地方団体の議会の議員</p> <p>(2) 地方団体の長</p> <p>(3) 農業委員会の農地部会の委員（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）</p> <p>(4) 固定資産評価員</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。</p>	

具 体 項 目	現 況 (平成15年3月末現在)							調 整 案	
	広見町			日吉村					
	職名等	定数	任期	報酬(円)	定数	任期	報酬(円)		
常勤の特別職	町長	1	4年	761,000 (754,000)	1	4年	715,000 (643,000)	町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。  ※カッコ内は、改正後の額（平成15年4月1日から施行）	
	助役	1	4年	609,000 (603,000)	1	4年	562,000 (505,000)		
	収入役	1	4年	562,000 (557,000)	助役 兼務	4年	529,000 (476,000)		
	教育長	1	4年	542,000 (537,000)	1	4年	512,000 (460,000)		
法令等の定める委員会の委員	教育委員会(5人)	委員長	1	1年	年 259,700	1	1年	年 215,400	教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
		委員	4	4年	年 218,400	4	4年	年 176,200	
	監査委員(2人)	議会選出委員	1	議員任期	年 213,000	1	議員任期	年 140,000	
		識見委員	1	4年	年 280,000	1	4年	年 200,000	
	選挙管理委員会(4人)	委員長	1	4年	日 7,200	1	4年	年 43,500	
		委員	3	4年	日 6,600	3	4年	年 39,500	
	固定資産評価審査委員会委員(3人以上)	3	3年	日 6,000	3	3年	日 6,300		
公平委員会の委員	愛媛県と委託契約			愛媛県と委託契約					
その他の条例で定める特別職の職員	総合開発計画審議会委員	15	2年	日 6,000				審議会・委員会等の附属機関については、2町村に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 どちらかの町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。 その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。	
	中小企業融資審査委員会委員	10	2年	日 6,000					
	公営住宅入居者選考委員会委員	11	1年	日 6,000	6		日 6,300		
	消防委員会委員	9	2年	日 6,000					
	国民健康保険運営審議(協議)会	会長	1		年 18,300	1			日 6,800
		委員	14		年 16,800	11			日 6,300
	診療所運営委員会	会長	2	2年	年 18,300				
		委員	9	2年	年 16,800				
	文化財保護委員	5	2年	年 15,100	5	2年	日 6,300		
	体育指導委員	委員	11	2年	年 32,600	5	2年		年 28,000
	公民館	館長	5	2年	年 375,700	1	2年		年 212,300
		分館長				6	2年		年 73,200
		分館主事				6	2年		年 92,400
		女性指導員				6	2年		年 53,000
	公民館運営審議会	委員長	6	2年	年 20,200				年 12,600
		委員	59	2年	年 15,100	7	2年		年 12,600
	選挙長			日 10,700			日 10,700		
	投票管理者			日 12,700			日 12,700		
	開票管理者			日 10,700			日 10,700		
	投票立会人			日 10,800			日 10,800		
	開票立会人			日 8,900			日 8,900		
選挙立会人			日 8,900			日 8,900			
交通安全指導員	13	2年	年 29,500		1年	年 34,000			
都市計画審議会委員	10	2年	日 6,000						
鬼北地区介護認定審査会委員	5		日 10,000						
区長						年 184,700			

具 体 項 目	現 況 (平成15年3月末現在)							調 整 案
			広見町			日吉村		
	職名等	定数	任期	報酬(円)	定数	任期	報酬(円)	
その他の条例で定める特別職の職員	副区長						年 73,200	
	父野川副区長						年 45,900	
	その他副区長						年 103,000	
	組長						日 6,300	
	水道運営委員						日 6,300	
	特別職報酬等審議会委員	5		日 6,000	5		日 6,300	
	行政改革推進審議会委員	10	—	日 6,000	8		日 6,300	
	情報公開審査会委員	5	3年	日 6,000	5	3年	日 6,300	
	保健対策推進協議会委員						日 6,300	
	非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員				5	3年	日 6,300	
	非常勤職員公務災害補償審査委員会委員						日 6,300	
	在宅介護支援センター運営協議会委員						日 6,300	
	日吉村共同調理場運営委員会委員						日 6,300	
	介護保険運営協議会委員長	1	2年	日 6,000	1	2年	日 6,800	
	介護保険運営協議会委員	8	2年	日 6,000	8	2年	日 6,300	
	国際交流員	1		月 315,789	1		月 315,789	
	嘱託医 (予防接種)						日 19,000	
	嘱託医 (予防接種) 診療所医師						日 10,500	
	学校医			施設割 30,000+人数割 児童生徒1人当たり 300円			年 44,500 児童生徒1人当たり 360円	
	学校歯科医			施設割 30,000+人数割 児童生徒1人当たり 300円			年 44,500 児童生徒1人当たり 250円	
学校薬剤師						年 42,400		
嘱託医 (保育園) 小児科			施設割 30,000+人数割 1人当たり 300円			年 69,200		
嘱託医 (保育園) 歯科			施設割 30,000+人数割 1人当たり 200円			年 60,600		
住宅新築資金等審査委員会委員						日 6,300		
その他の地方自治法第138条の4第3項による委員			日 6,000					

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	条例、規則等の取扱い	関係項目	担当部会名等
事務・事業・制度名等			合併協議会事務局
基本調整方針	<p>広見町及び日吉村の合併については、新設合併であり、関係町村の条例、規則等は合併と同時に消滅するため、新町において新たに条例、規則等を制定する。</p> <p>条例、規則等の制定については、次の方法による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 2町村で施行されているものについては、いずれかを基本に内容調整を行う。</li> <li>2 1町村のみで施行されているもの及び公の施設については、原則として現行のとおりとする。</li> <li>3 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って内容調整を行う。</li> <li>4 制定については、新町の事務事業に支障をきたさないよう、次の区分による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 合併時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し施行させるもの。</li> <li>② 町長職務執行者の専決処分になじまないもので、新町議会で逐次可決し、制定、施行させるもの。</li> <li>③ 2町村で施行されていた条例、規則等で、目的、内容により一定地域を対象に引き続き暫定的に施行するもの。</li> </ol> </li> </ol>		<p>調整方針確認日</p> <p>平成 年 月 日</p>
留意事項	根拠法令	先進事例	<p>新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その条例、規則等は、失効します。</p> <p>このため、新町において必要な条例、規則等は原則として、新町において新たに制定し施行する必要があります。</p> <p><b>【制定施行の区分】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 合併期日からすぐに施行しなければならないもの</li> <li>② 合併後、逐次制定し施行させるもの</li> <li>③ 合併時に廃止するもの</li> </ol> <p><b>【暫定施行】</b></p> <p>合併市町村の長の職務執行者は、必要な事項について合併市町村の条例、規則等が制定されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を合併市町村の条例、規則等として当該地域において引き続き施行することができます（地方自治法施行令第3条）</p> <p>旧町村の特定の条例又は規則を暫定施行する場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 旧町村それぞれの区域に適用する場合と</li> <li>② 新町全域に適用する場合があります。</li> </ol>
	<p><b>地方自治法（規則）</b></p> <p>第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p><b>（専決処分）</b></p> <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。</li> <li>③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</li> </ol> <p><b>地方自治法施行令（長の職務を暫定的に行う者）</b></p> <p>第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。</li> <li>③ 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。</li> </ol> <p><b>（条例・規則の暫定的施行）</b></p> <p>第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>	<p><b>○さぬき市(H14.4.1合併)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。</li> <li>(2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障の無いよう適切な措置を講ずるものとする。</li> <li>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</li> </ol> <p><b>○中球磨5か町村合併協議会（あさぎり町：H15.4.1合併予定）</b></p> <p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「中球磨5か町村合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整するものとする。</p> <p><b>中球磨5か町村合併に関する条例・規則等の整備方針</b></p> <p>中球磨5か町村による新設合併が行われる場合、合併関係町村（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）は、合併によって消滅するため、従来の5か町村の条例、規則も失効することになる。</p> <p>そのため、新町において新たな条例・規則等を制定し、施行する必要がある。</p> <p>したがって、新町の設置に伴う条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調査・確認内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。</p> <p>施行の方法による区分</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併と同時に新町職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの</li> </ol> <p>理由：中球磨5か町村の場合、新設合併であるため、新町の発足とともに合併関係5か町村の条例・規則等</p>	

留意事項	根拠法令	先進事例
<p><b>【専決処分】</b>  必要に応じて、合併市町村の長の職務執行者は、専決処分により新しい条例を制定施行することができます。</p> <p>したがって、合併後に、どの条例、規則等を暫定適用するのか、また、どの条例、規則等を新たに制定施行するのか、協議しておく必要があります。</p>		<p>は、すべて効力を失うこととなるため、新町において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。</p> <p>・制定手続きによる分類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例・・・制定権者（町長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）</li> <li>(2) 規則、要項、その他・・・制定権者（町長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）</li> </ol> <p>2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等）</li> <li>(2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新町の条例・規則として引き続き施行させる必要がある場合（地方自治法施行令第3条）</li> </ul> </li> </ol> <p>○東宇和・三瓶町合併協議会  条例、規則の取り扱いについては、「東宇和・三瓶町合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整・整備するものとする。</p> <p>○南宇和合併協議会（H16.10.1合併予定）  5町村が制定している条例・規則については、次のとおり調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 5町村が同一又は1団体のみで制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</li> <li>(2) 類似、相違または数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</li> <li>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</li> <li>(4) 条例、規則の制定にあたっては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整理するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①合併時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し執行させるもの。</li> <li>②従来旧町村で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させるもの。</li> <li>③合併後、逐次制定し施行させるもの。</li> <li>④失効するもの。</li> </ol> </li> </ol>

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	組織及び機構	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会
基本調整方針	<p>1 新町の組織及び機構は、現在の広見町及び日吉村の庁舎を有効活用したものとする。                      (1) 日吉村の事務所の位置には、現在の村の区域を所管し、現行組織から管理機能を除いた組織を、支所として合併時に設置する。                      (2) 現在の連絡所その他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。</p> <p>2 新町の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>3 新町の組織及び機構は、「新町における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。  <b>【新町における行政組織及び機構の整備方針】</b>                      合併時における組織及び機構は、合併の趣旨を踏まえ、その効果を最大限に生かすため次の事項を基本として整備するものとする。ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>(1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構                      (2) 住民の声を適正に反映できる組織機構                      (3) 簡素で効率的な組織機構                      (4) 新町の建設計画を円滑に遂行できる組織機構                      (5) 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織機構                      (6) 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構                      (7) 本庁と支所からなる組織機構</p>		<p>調整方針確認日</p> <p>平成 年 月 日</p>
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その組織及び機構も消滅することになります。</p> <p>合併市町村の組織・機構は、地方自治法や各種行政組織に関する法令及び条例規則等に基づいて、合併市町村の長の職務執行者が新たに設置する必要がありますが、合併後の事務処理に支障のないよう、あらかじめ協議会において協議しておく必要があります。</p> <p><b>【本庁組織】</b>                      地方自治法第158条第7項の規定に基づき、市町村の部課について条例で定めることとなります。                      その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の町村の部課との組織との間に権衡を失しないようにする必要があります。</p> <p><b>【出先機関】</b>                      合併に当たっては、これまでの市町村の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名</p>	<p><b>地方自治法</b>  <b>(事務局並びに事務局長・書記長・書記及びその他の職員)</b>                      第138条 都道府県の議会に事務局を置く。                      ② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。                      ③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。                      ④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。                      ⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。                      ⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。                      ⑦ 事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する。                      ⑧ 書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。                      ⑨ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p><b>(支庁・地方事務所等の設置)</b>                      第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。                      ② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。                      ③ 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p> <p><b>(都道府県の局部・分課及び市町村の部課)</b>                      第158条 都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、都に11局、道及</p>	<p><b>○さぬき市(H14.4.1合併)</b>                      1 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。                      2 新市の組織・機構については「新町における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。                      3 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p><b>○あさぎり町(H15.4.1合併)</b>                      1 新町の組織については、住民サービスが低下しないように十分に配慮する。                      2 新町の組織・機構については、「新町における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。  <b>【新町行政組織・機構整備方針】</b>                      新町における行政組織・機構は次により整備するものとする。                      新町における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえて合併の効果を最大限に生かすため、出来る限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。                      このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。                      (1) 町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映することが出来る組織・機構                      (2) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</p>	

協議項目	組織及び機構	関係項目	先進事例
留意事項	根拠法令		
<p>称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町村で協議しておくことが適当です。</p> <p>支所若しくは出張所、名称及び所管区域は、地方自治法第155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」ことと定められています。</p> <p>合併をする場合は、従来の役場を支所又は出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要です。</p>	<p>び人口400万以上の府県に9部、人口250万以上400万未満の府県に8部、人口100万以上250万未満の府県に7部、人口100万未満の府県に6部を置くものとする。</p> <p>② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、条例で、局部の数を増減することができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、国の行政組織及び他の都道府県の局部の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。</p> <p>③ 都道府県知事は、前項の規定により第1項の規定による局部の数を超えて局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下本条において同じ。）を置こうとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>④ 都道府県知事は、局部の名称若しくはその分掌する事務を定め、若しくは変更し、又は局部の数を増減したとき（前項の規定による届出を行った場合を除く。）は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>⑤ 都道府県は、公共事業の経営に関する事務を処理させるため、条例で、必要な組織を設けることができる。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、局部の下に必要な分課を設けることができる。</p> <p>⑦ 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。</p> <p><b>（出納員その他の会計職員）</b>  第171条 出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。</p> <p>② 出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。</p> <p>③ 出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>④ 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。</p> <p>⑤ 前条第四項後段の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>⑥ 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。</p> <p><b>（書記長・書記その他の職員）</b>  第191条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。</p> <p>② 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。</p> <p>③ 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。</p> <p><b>（事務局・事務局長・書記その他の職員）</b>  第200条 都道府県の監査委員に事務局を置く。</p>		<p>(3) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(4) 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構</p> <p><b>○東宇和・三瓶町合併協議会</b></p> <p>1 新市の組織及び機構は、現在の明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の庁舎を有効活用したものとする。</p> <p>(1) 新市の事務所の位置が現在の5町の事務所の何れかに決定された場合、他の4町の事務所の位置には、現在の町の区域を所管し、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を、総合支所として合併時に設置する。</p> <p>(2) 現在の支所、出張所及びその他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。</p> <p>2 新市の組織及び機構は、「新市における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>3 新市の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p><b>【新市における行政組織及び機構の整備方針】</b>  合併時における組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>2 市民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>3 緊急時に即応できる組織・機構</p> <p>4 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>5 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>6 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p><b>○南宇和合併協議会（H16.10.1合併予定）</b>  新町の機構及び組織は、次の方針に従い整備する。</p> <p>(1) 合併当初の組織は総合支所方式を採用し、5町村の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>(2) 新町の機構及び組織は、次の整備方針に基づき整備する。</p> <p>①住民サービスの低下を来さないよう十分配慮した機構・組織</p> <p>②住民の利用しやすく、わかりやすい機構・組織</p> <p>③簡素で効率的な機構・組織</p> <p>④新町建設計画を円滑に遂行できる機構・組織</p> <p>⑤地方分権に柔軟に対応できる機構・組織</p> <p>⑥新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織</p>



協議項目	組織及び機構	関係項目	先進事例
留意事項	<p style="text-align: center;">根拠法令</p> <p>② 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。</p> <p>③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。</p> <p>④ 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。</p> <p>⑤ 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。</p> <p>⑥ 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。</p> <p>⑦ 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。</p> <p><b>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</b> <b>(事務局)</b></p> <p>第18条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。</p> <p>2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。</p>		

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	一部事務組合等の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等			担当部会名等 総務部会
基本調整方針	1 一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。		調整方針確認日
	2 鬼北土地開発公社については、新町として、引き続き加入するものとする。		平成 年 月 日
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>合併関係団体が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法第284条）については、構成団体に変動が生じるため、当該組合等の脱退、加入の手续や規約変更の手续が必要となります。</p> <p><b>一部事務組合</b>            愛媛県市町村職員退職手当組合            愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合            愛媛県自治会館管理組合            愛媛県町村議会議員公務災害補償組合            愛媛県市町村交通災害共済組合            宇和島地区広域事務組合</p> <p><b>その他</b>            鬼北土地開発公社</p> <p>一部事務組合とは、普通地方公共団体及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合をいう。            主に、消防、ごみ処理、病院等の市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用される。</p> <p>一部事務組合が共同処理することとされた事務は、教育、衛生、民生等その事務の種類を問わない。一部事務組合が成立すれば、それによって共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外される。</p>	<p><b>地方自治法（昭和22年法律第67号）</b>  <b>（組合の種類及び設置）</b>            第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。            2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除く外、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。</p> <p><b>（組織、事務及び規約の変更）</b>            第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。</p> <p><b>（規約等）</b>            第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。            ① 一部事務組合の名称            ② 一部事務組合を組織する地方公共団体            ③ 一部事務組合の共同処理する事務            ④ 一部事務組合の事務所の位置            ⑤ 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法            ⑥ 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法            ⑦ 一部事務組合の経費の支弁の方法</p> <p>2 略</p> <p><b>（解散）</b>            第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第282条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p><b>（財産処分）</b>            第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p> <p><b>（議会の議決を要する協議）</b>            第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>	<p><b>○さぬき市（H14.4.1合併）</b>            (1) 大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外4ヶ町県行造林組合、長尾町外2ヶ町組合、白鳥町外四ヶ町組合、香川県東部清掃施設組合、三木・長尾葬斎組合、香川県消防補償等組合及び香川県市町村職員共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。            (2) 大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。            (3) 香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。            (4) 公平委員会事務に係る事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託に関する規約を廃する。</p> <p><b>○あさぎり町（H15.4.1合併）</b>            (1) 一部事務組合については、5か町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。            (2) 事務の委託については、5か町村は合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の規約内容により締結する。但し、委託事務の処理に間隙が生じる場合は、その期間、新町において公平委員会設置条例を制定する。            熊本県消防補償等組合            熊本県町村自治会館管理組合            熊本県町村職員退職手当組合            熊本県町村交通災害共済組合            熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合            球磨郡公立多良木病院組合            川辺川総合土地改良事業組合            上球磨消防組合            人吉球磨広域行政組合            以上の一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p>	

協議項目	一部事務組合等の取扱い	関係項目	
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項において、地域の秩序ある整備を図るため必要な公有地となる土地等の取得及び造成その他の管理等を行うため設立されたもので、設立には議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。また、定款の変更、解散をする場合には、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けることが必要とされている。解散した場合に残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければならないとされている。</p> <p>市町村合併を行う場合は、これらの土地開発公社の統廃合について検討する必要がある。これは、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等は総合的・一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則であるとされているからである。土地開発公社の統廃合については、法に特別の規定がないため、解散の規定等を用いて、手続を進めることとなる。(愛媛県市町村合併ハンドブックより。)</p>	<p><b>公有地の拡大の推進に関する法律</b> (昭和47年法律第66号)</p> <p>(設立)</p> <p>第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。</p> <p>2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>(法人格)</p> <p>第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。</p> <p>(名称)</p> <p>第12条 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。</p> <p>(出資)</p> <p>第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。</p> <p>2 土地開発公社の設立者である地方公共団体(以下「設立団体」という。)は、土地開発公社の基本財産の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第17条 土地開発公社は、第10条第1項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>① 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>イ 第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ハ 公営企業の用に供する土地</p> <p>ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地</p> <p>② 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと。</p> <p>③ 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解散)</p> <p>第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。</p> <p>2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。</p>	<p>公平委員会</p> <p>合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の事務委託規約の内容により締結する。但し、委託事務の処理に間隙が生じる場合は、その期間、新町において公平委員会設置条例を制定する。</p> <p>○南宇和合併協議会 (H16.10.1 合併予定)</p> <p>5町村で構成する一部事務組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新町に引き継ぐものとする。</p> <p>また、5町村以外にも構成団体がある一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において加入又は調整することとする。</p> <p>南宇和土地開発公社については、新町において〇〇〇町(新町名)土地開発公社として存続するものとする。</p>	

協議項目	一部事務組合等の取扱い	関係項目	一部事務組合
具体的項目	現況		調整の具体的内容
名称	宇和島地区広域事務組合		
設立年月日	昭和48年4月1日		
構成市町村	宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村、津島町、内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町		
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条		
事務所の位置	宇和島市曙町1番地宇和島市役所内		
共同処理業務	<p>(1) 宇和島地区ふるさと市町村圏計画の策定及びこれに基づく事業の実施の連絡調整に関する事務</p> <p>(2) 宇和島地区ふるさと市町村圏計画に基づく広域活動計画の事業の実施に関する事務</p> <p>(3) 宇和島圏地方拠点都市地域基本計画（以下「地方拠点都市地域基本計画」という。）の策定並びに地方拠点都市地域基本計画に基づく広域的事業（関係市町村の長の協議により組合で処理することとする広域的事業に限る。（以下「地方拠点都市地域に係る広域的事業」という。）の実施及び地方拠点都市地域基本計画に基づき関係市町村等が実施する事業（以下「地方拠点都市地域に係る市町村事業等」という。）の連絡調整に関する事務</p> <p>(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(5) 船舶職員法（昭和26年法律第149号）第4条第1項に規定する海技従事者の免許を受けるための船舶職員養成講習所の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院並びに同法第41条に規定する児童養護施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターの設置及び管理運営に関する事務（特別養護老人ホームに併設するものに限る。）</p> <p>(8) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務（宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町に係るものに限る。）</p> <p>(9) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(10) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームのうち、ケアハウス（特別養護老人ホームに併設するものに限る。）の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(11) 南予文化会館の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(12) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務（宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町に係るものに限る。）</p> <p>(13) と畜場の設置及び管理運営に関する事務（宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町に係るものに限る。）</p> <p>(14) 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防事務（消防団及び消防水利に関するものを除き宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町に係るものに限る。）</p> <p>(15) 高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第62条第1項の規定に基づく高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務（宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町に係るものに限る。）</p> <p>(16) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の3の規定に基づく液化石油ガスの設備工事の届出に関する事務（宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町に係るものに限る。）</p> <p>(17) 火葬場の設置及び管理運営に関する事務（三間町、広見町及び松野町に係るものに限る。）</p> <p>(18) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務（三間町、広見町及び松野町に係るものに限る。）</p> <p>(19) 一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務（三間町、広見町及び松野町に係るものに限る。）</p> <p>(20) 鬼北総合公園の設置及び管理運営に関する事務（三間町、広見町、松野町及び日吉村に係るものに限る。）</p> <p>(21) 老人福祉法第5条の2第2項の規定に基づき市町村が実施する老人居宅介護等事業のうち、市町村からの委託を受けて行う身体の介護及び家事等のサービス提供に関する事務</p> <p>(22) 市町村が設置する在宅介護支援センターに関する事務のうち、市町村からの委託を受けて行うその管理運営に関するもの</p>		

協議項目	一部事務組合等の取扱い	関係項目	一部事務組合
具体的項目	現況		調整の具体的内容
<p>議会の組織</p> <p>特別職等</p> <p>職員</p>	<p>(23) 愛媛県からの委託を受けて行う地域介護実習・普及センターに関する事務</p> <p>(24) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町に係るものに限る。）</p> <p>① 法第7条第18項に規定する居宅介護支援に関する事務（組合が管理運営を行う在宅介護支援センターに併設する事業所において行うものに限る。）</p> <p>② 法第27条第2項前段（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第2項、第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）に規定する要介護認定及び要支援認定に係る調査に関する事務（関係市町村と組合の協議により組合の事務とされたものに限る。）</p> <p>議員定数 30人 内訳 宇和島市6人 吉田町3人 三間町2人 広見町2人 松野町2人 日吉村2人 津島町3人 内海村2人 御荘町2人 城辺町2人 一本松町2人 西海町2人</p> <p>平成15年4月現在</p> <p>①組合長 1人 宇和島市長 ②副組合長 2人 松野町長、御荘町長 ③参事 9人 吉田町長、三間町長、広見町長、日吉村長、津島町長、内海村長、城辺町長、一本松町長、西海町長 ④収入役 1人 宇和島市収入役 ⑤監査委員 3人 三間町議会議員、宇和島市議会議員、西海町監査委員（学識経験者）</p> <p>平成14年度末職員数（実数） 405人</p>		

協議項目	一部事務組合等の取扱い	関係項目	一部事務組合							
具体的項目	現況			調整の具体的内容						
財政状況										
	1 普通会計決算	平成13年度 各会計決算状況一覧表								
				(単位：円)						
	区分	予算額	歳入総額	歳出総額	差引 (形式収支額)	翌年度へ繰り 越すべき財源	実質収支額	備考		
	一般会計	5,371,826,000	5,319,062,320	5,109,609,203	209,453,117	14,300,000	195,153,117			
	急患医療センター特別会計	43,781,000	43,214,782	41,634,611	1,580,171		1,580,171			
	と畜場特別会計	29,308,000	36,076,972	14,518,708	21,558,264	8,000,000	13,558,264			
	ふるさと市町村圏基金事業特別会計	23,458,000	33,664,275	18,874,792	14,789,483		14,789,483			
	介護保険事業特別会計	2,063,607,000	2,539,271,712	1,971,862,465	567,409,247		567,409,247			
	合計	7,531,980,000	7,971,290,061	7,156,499,779	814,790,282	22,300,000	792,490,282			
2 公債費	地方債現在高(平成13年度決算)			5,723,024,000円						
財産の状況										
	1 土地・建物	土地(地積)								
	区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高						
	本庁舎	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>						
	その他の 行政機関	警察(消防)施設	3,281.46	0	3,281.46					
		その他の施設								
	公共用財 産	公営住宅								
		学校								
		公園	104,739.36	0.00	104,739.36					
		その他の施設	120,833.26	10,335.9*6	131,169.22					
	山林									
	合計	228,854.08	10,335.96	239,190.04						
	区分	建物								
		木造(延面積)			非木造(延面積)			延べ面積計		
		前年度末 現在高	決算年度 中増減高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 中増減高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 中増減高	決算年度 末現在高
	本庁舎	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	その他の 行政機関	警察(消防)施設			3,278.68	0	3,278.68	3,278.68	0	3,278.68
		その他の施設								
	公共用財 産	公営住宅								
		学校								
		公園			4,747.32	0	4,747.32	4,747.32	0	4,747.32
		その他の施設	66.77	0	66.77	41,033.62	2,737.15	43,770.77	41,100.39	2,737.15
	山林									
	合計	66.77	0	66.77	49,059.62	2,737.15	51,796.77	49,126.39	2,737.15	51,863.54

協議項目	一部事務組合等の取扱い	関係項目	一部事務組合
具体的項目	現況		調整の具体的内容
2 重要物品	自動車を中心に施設ごとに管理		
3 基金	基金の現在高（平成13年度決算）		
	①ふるさと市町村圏基金 2,000,000,000円		
	②用品調達基金 3,000,000円		
平成13年度負担金	宇和島市	1,291,825,000円 (46%)	
	吉田町	243,856,000円 (9%)	
	三間町	192,216,000円 (7%)	
	広見町	487,768,000円 (17%)	
	松野町	148,408,000円 (5%)	
	日吉村	92,213,000円 (3%)	
	津島町	253,689,000円 (9%)	
	内海町	13,032,000円 (1%)	
	御荘町	24,611,000円 (1%)	
	城辺町	32,650,000円 (1%)	
	一本松町	27,131,000円 (1%)	
	西海町	24,083,000円 (1%)	
	合計	2,811,482,000円	

協議項目	一部事務組合等の取扱い	関係項目	鬼北土地開発公社
具体的項目	現況		調整の具体的内容
名称	鬼北土地開発公社		
設立年月日	昭和48年5月18日		
役員	役員（13人） 理事長（広見町長） 副理事長（三間町長） 理事（松野町長、日吉村長、各町村議会議長、広見町助役、広見町収入役、三間町助役） 監事（松野町収入役、日吉村収入役） 職員（3人） 事務局長1人（広見町企画調整課長） 係員 2人		
決算状況 (平成14年度)	貸借対照表 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 21,586,588 円 (2) 事業未収金 34,938,469 円 (3) 公有用地 67,551,858 円 (4) 完成土地 29,991,149 円 流動資産合計 154,068,064 円 資産合計 154,068,064 円  負債の部 1 流動負債 (1) 未払金 41,856,850 円 (2) 短期預り金 231,072 円 流動負債合計 42,087,922 円 2 固定負債 (1) 長期借入金 97,543,007 円 固定負債合計 97,543,007 円 負債合計 139,630,929 円  資本の部 1 基本金 (1) 基本財産 5,000,000 円 (出資額 三間町 1,250,000 円 広見町 1,950,000 円 松野町 1,100,000 円 日吉村 700,000 円) 2 剰余金 (1) 剰余金 9,437,135 円 資本合計 14,437,135 円  負債資本合計 154,068,064 円		



広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会
基本調整方針	現在の2町村での団体等に対する補助金、交付金については、従来からの経緯、実情を考慮に入れ、新町での必要性、公平な観点及び財政面において十分検討するとともに、各種団体等に対する補助金交付基準を定め、調整を図るものとする。		調整方針確認日
			平成 年 月 日
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>市町村は、公益上必要がある場合、各種団体に対し補助金等を交付することにより財政的支援を行うことができますが、合併に当たっては、従来からの経緯や実情を踏まえるとともに合併市町村の財政状況等に配慮しながら、その再検討を行い、合併市町村にとっての公益上の必要性を明確にした上で、そのあり方を検討しておかなければなりません。</p> <p>合併協議会の場で、個々具体の補助金等について検討していくことは困難であるとしても、その一般的な取扱いの方針については確認しておくべきでしょう。</p> <p>一般的な取扱いとしては、合併を機会に補助金又は補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったもの又は目的を達したものは廃止し、必要がある場合についても、複数の合併関係市町村で同一又は同種の団体又は事業に対し補助している場合には補助金又は補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特殊事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考えて調整するといったことが考えられます。</p>	<p><b>地方自治法（昭和22年法律第67号）</b> （寄附又は補助） 第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">【公益上必要がある場合】 公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。（昭和28.6自行発186）</p> <p>※ 寄附とは、民法上贈与と呼ばれているものであり、一定の目的のために無償で金銭その他のものを供与する行為</p> <p><b>【補助金】</b> 1 補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。 2 補助金には、直接補助と間接的補助に分類される。 (1) 直接補助 地方公共団体が独自の判断によって支出する補助をいう。 (2) 間接的補助 国又は県の施策に基づき、国（県）から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助することをいう。</p> <p><b>【交付金】</b> 法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合においては当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p> <p><b>【支出の禁止又は制限】</b> <b>日本国憲法</b> 第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p><b>○さぬき市（H14.4.1合併）</b> 各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。 (1) 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。 (2) 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ速い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。 (3) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。 (4) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p> <p><b>○あさぎり町（H15.4.1合併）</b> 各町村の従来からの経緯・実情等に考慮しつつ、予算措置の段階で調整する。 <b>調整の具体的内容</b> 関係団体等の理解と協力を得て組織統合の方向で調整し、合併時に補助金等も統一する。 民生委員協議会、老人クラブ連合会、母子寡婦協議会（母子会）、身体障害者福祉協議会、精神障害者家族会、食生活改善推進協議会、資源有価物回収交付金、畜産（振興協会、共励会、振興会）会、酪農（畜産）ヘルパー協議会、農業者年金受給者協議会、青年団、文化協会、体育協会 従来の実績を尊重して、新町全体の均衡を保つように地域の意見を反映し調整する。 自衛隊父兄会（保護者会）、たばこ小売店組合、遺族会（慰霊祭含）、各生産部会、受精卵移植推進協議会（部会）、婦人会（女性の会）、小・中PTA（PTA連絡協議会）、子供会育成（指導員）連絡協議会、行政区運営活動費、行政区への防犯灯新設等（修繕・電気料）、よか祭実行委員会、ふるさとよけまん祭、カワセミ祭、だんだんな祭、むらづくりグループ、区整備事業、桜まつり実行委員会、白髪岳を守る山の会、しらがね会交流（ホームステイ）、花いっぱい運動推進協議会、花の村づくり、農業商工業青壮年部協議会、福祉乗合タクシー運行、中球磨農業振興連絡協議会、球磨川漁協、同和教育推進協議会、伝承芸能保存（継</p>	

		<p>承、民俗文化財保存伝承)、国際交流クラブ、球磨川マラソン大会実行委員会、小・中学校集団宿泊、中学校修学旅行、中学生海外研修、海外ホームステイ、教育推進活動補助(幼稚園)</p> <p>整理統合の方向で調整する。</p> <p>白菊会(独居老人)、老人クラブ趣味の講座、保護司会、健康を守る婦人の会、青年団健康づくり活動、肉用牛ヘルパー協議会、酪農部会(組合)、農業女性の集い、青少年育成村民会議、村P連、交通安全協会支部、軍人恩給欠格者会、保育所保護者会、農業青色会、ゲートボール協会、雨乞い祈願祭</p> <p>○南宇和合併協議会(H16.10.1合併予定)</p> <p>5町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする。</p>
--	--	---

関連業務	現 況		具体的な調整方針
	広 見 町	日 吉 村	
総務人事業務	女性団体連絡協議会補助金	400,000 円	
防災交通業務	分団（部）運営交付金	1,007,120 円	分団育成補助金 180,000 円
	鬼北交通安全協会補助金	3,194,026 円	鬼北交通安全協会補助金 551,122 円
			鬼北交通安全協会支部補助金 150,000 円
	広見町交通安全母の会活動費補助金	90,000 円	
税務業務			たばこ販売組合補助金 60,000 円
農政業務	果樹同志会補助金	80,000 円	果樹同士の会補助金 140,000 円
	柚子部会補助金	70,000 円	柚子部会補助金 190,000 円
	野菜部会補助金	70,000 円	野菜部会補助金 200,000 円
	山芋部会補助金	30,000 円	
	早期米部会補助金	70,000 円	早期米部会補助金 30,000 円
	酪農部会補助金	70,000 円	
	肉用牛部会補助金	70,000 円	肉用牛部会補助金 70,000 円
	養豚部会補助金	70,000 円	
	養鶏部会補助金	80,000 円	
	合鴨水稻部会補助金	30,000 円	
	花木部会補助金	30,000 円	
	養蚕部会補助金	30,000 円	
			農林業経営者協議会補助金 170,000 円
	生活改善グループ補助金	60,000 円	生活改善グループ補助金 100,000 円
			日吉夢産地青空市生産出荷組合補助金 300,000 円
	農作業受託組織育成事業費補助金	1,040,000 円	
林業業務	林業振興費補助金（椎茸生産組合他）	342,000 円	しいたけ生産販売組合育成補助金 70,000 円
			猟友会補助金 50,000 円
			日吉村農林公社育成補助金 11,055,000 円
水産業務	広見川漁業協同組合補助金	600,000 円	広見川漁業協同組合補助金 428,400 円
商工観光業務	広見町商工会補助金	6,500,000 円	日吉村商工会補助金 4,100,000 円
水道業務			日向谷地区交付金 30,000 円
保健業務			保健栄養推進協議会助成金 10,000 円
高齢者福祉業務	広見町老人クラブ連合会補助金	587,136 円	日吉村老人クラブ連合会補助金 250,000 円
	老人クラブ補助金(37)	1,722,720 円	老人クラブ補助金(6) 875,000 円
	老人クラブ研修費補助金	10,800 円	老人クラブ研修費補助金 1,000,000 円

平成16年度については、各町村予算での団体補助金を適用するが、平成17年度当初予算からは、各団体の統合状況及び、活動状況等を参考にし、行政改革推進及び補助金等の支出の適正化の観点から、他団体補助金等との整合性も勘案し新たな基準により調整を行う。

関連業務	現 況		具体的な調整方針		
	広 見 町	日 吉 村			
社会福祉業務	広見町社会福祉協議会補助金	15,485,416 円	日吉村社会福祉協議会補助金	6,382,000 円	平成16年度については、各町村予算での団体補助金を適用するが、平成17年度当初予算からは、各団体の統合状況及び、活動状況等を参考にし、行政改革推進及び補助金等の支出の適正化の観点から、他団体補助金等との整合性も勘案し新たな基準により調整を行う。
	民生児童委員協議会補助金	5,165,332 円	民生児童委員協議会補助金	1,044,000 円	
	身体障害者福祉協議会補助金	585,000 円	身体障害者福祉協議会補助金	750,000 円	
	遺族会補助金	197,000 円	遺族会補助金	500,345 円	
	傷痍軍人会補助金	34,000 円			
	軍人恩給連盟補助金	26,000 円	軍人恩給連盟補助金	30,000 円	
			日赤奉仕団日吉村支部補助金	10,000 円	
	V Y S 補助金	41,000 円			
	南予福祉施設会補助金	20,000 円			
	宇和島地区更生保護司会補助金	86,000 円	宇和島地区更生保護司会補助金	15,540 円	
	宇和島地区保護司会鬼北分区補助金	100,000 円	宇和島地区保護司会鬼北分区補助金	20,000 円	
	いぶきの会補助金	90,000 円			
児童福祉業務	好藤、小松、小倉ともしび母親クラブ助成金	567,000 円	日吉地区ともしび母親クラブ助成金	189,000 円	
	母親寡婦福祉会補助金	86,000 円	母子寡婦福祉協議会補助金	50,000 円	
人権業務			愛媛県人権対策協議会日吉支部補助金	1,300,000 円	
学校教育業務	教育振興補助金	1,800,000 円	北宇和高校日吉分校教育振興費補助金	350,000 円	
	学校教育連絡協議会補助金	90,000 円			
社会教育業務			日吉村教育会補助金	180,000 円	
	広見町人権教育協議会補助金	1,493,798 円	日吉村同和教育協議会補助金	700,000 円	
	広見町 P T A 連合会補助金	238,500 円	日吉村 P T A 連絡協議会補助金	200,000 円	
	広見町連合婦人会補助金	238,500 円			
	近永、好藤、三島婦人会補助金	431,800 円			
			日吉村公民館婦人部連絡協議会	600,000 円	
	広見町青年団連合会補助金	239,000 円	日吉村青年団補助金	200,000 円	
			生活文化若者塾一希を起こす会補助金	250,000 円	
	広見町愛護班連絡協議会	603,000 円	愛護班活動補助金	200,000 円	
			分館活動育成費補助金	1,530,000 円	
社会体育業務	広見町体育協会補助金	513,000 円	日吉村体育協会補助金	660,000 円	
	広見町スポーツ少年団補助金	558,000 円	剣道、ソフトテニススポーツ少年団補助金	50,000 円	
文化芸術業務	広見町文化協会補助金	378,000 円	日吉村文化協会補助金	300,000 円	
	泉貨紙保存会活動費補助金	100,000 円			
	鬼北文楽保存会活動費補助金	180,000 円			
			五鹿踊り保存会補助金	50,000 円	
			花とび踊り保存会補助金	50,000 円	
			相撲甚句保存会補助金	50,000 円	
			富母里神楽保存会補助金	50,000 円	

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	行政連絡機構の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会
基本調整方針	行政連絡機構（区長・組長制度等）については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から調整する。		調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>市町村の行政連絡機構（いわゆる自治会、町内会、行政区など）は、地域コミュニティの歴史に根ざしており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。</p> <p>合併関係市町村における行政連絡機構の状況を把握し、合併市町村において不均衡等が生じないよう十分な調整が必要です。</p>	<p><b>市町村の合併の特例に関する法律</b> （国、都道府県等の協力等）</p> <p>第16条（第1項～第6項省略）</p> <p>7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p><b>地方自治法</b> （公共的団体等の監督）</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。</p> <p>② 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。</p> <p>③ 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。</p> <p>④ 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。</p>	<p>○さぬき市(H14.4.1合併)</p> <p>1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等について、新市で要綱を定め統一を図る。</p> <p>2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。</p> <p>3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。</p> <p>○南宇和合併協議会(H16.10.1合併予定)</p> <p>行政連絡機構（区長会）については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>報酬等については合併後調整する。</p> <p>行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。</p> <p>○東宇和・三瓶町合併協議会</p> <p>1 行政連絡員(町区長会)制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に調整する。</p> <p>2 行政連絡員(町区長会)制度の名称、報酬、補助金等については合併時に調整する。</p> <p>3 行政連絡員(納税(貯蓄)組合)制度は、合併時に廃止する方向で調整する。</p> <p>4 納税(貯蓄)組合への納税奨励金は合併時まで廃止する。</p> <p>5 納付書の配布、その他必要な事項は合併後に調整する。</p>	

広 見 町

1. 区 (46区)

近永		好藤		愛治	三島	泉
牛野川	芝	成藤	沖	大宿	広見	出目一
水分	永野市	国遠	小坂	生田	下大野	出目二
北川	新町	年則	東仲	清水	小松	興野々
成川	本町	清延	西仲	畔屋	久保	岩谷
今在家	南町	柏田	吉波	西野々	延川	上川
奈良中	栄町	沢松			川上	小西野々
奈良下	旭町	平井				小倉
中野川		田丸				

2. 組 (176組)

近永		好藤	愛治	三島	泉
牛野川	西山上	成藤上	権太	畦	出目1
水分	西山下	成藤下	土屋	広見上	出目2
北川1	重ヶ森	国遠上	久保川	広見中	出目3
北川2	永野市下	国遠中	稲屋	広見下	出目4
北川3	舟木	年則上	法師庵	藤野々	出目5
北川4	新町1	年則下	生田上	下大野町	中島
成川1	新町3	清延上	生田中	下大野西	新田
成川2	新町4	清延下	夫婦岩	下大野東	谷喜来
成川3	新町5	柏田上	生田下	下大野中	芳
成川4	本町1	柏田下	清水上	中尾坂	寺
今在家1	本町2	沢松上	清水東仲	下大野上	興野々中
今在家2	本町3	沢松中	清水西仲	下大野奥	興野々東
今在家3	本町4	沢松下	清水下	坂立	岩谷
今在家4	南町1	平井平井	大平	御開山	岩谷下
奈良中1	南町2	平井中	申谷	清詰	市ヶ成
奈良中2	南町3	田丸口	重谷	小松中	本村
奈良中3	南町4	田丸奥	大畑	安森	豊永
奈良中4	栄町1	沖	西野々中	富東	小西野々上
奈良中5	栄町2	小坂後	面屋	富町	小西野々下
奈良中6	栄町3	小坂前	西野々下	富西	川崎
奈良下1	栄町4	東仲江利		久保	小倉町1
奈良下2	栄町5	東仲上		長穂	小倉町2
奈良下3	栄町6	東仲中		小野川	上住
奈良下4	栄町7	東仲下		駄場	下住
奈良下5	栄町8	西仲上		古用	宮口
奈良下6	栄町9	西仲下		小越	宮奥
奈良下7	旭町1	吉波上		野地	轟
中野川下1	旭町2	吉波中		川上上	
中野川下2	旭町3	吉波下			
中野川中	旭町4	吉波奥			
中野川上	旭町5				
一の又	旭町6				
芝上	旭町7				
芝中	旭町8				
芝下	旭町9組				

3. 自治会 (3自治会)

愛治自治会	三島自治会	泉自治会
-------	-------	------

日 吉 村

1. 区 (5区)

父野川
上大野
下鍵山
上鍵山
日向谷

2. 組 (38組)

父野川下	下鍵山
下本村	1組
川口	2組
上本村	3組
音地	4組
犬飼	5組
	6組
父野川中	7組
野々谷	8組
藤川	9組
宮成	10組
	11組
父野川上	
大村	上鍵山
屋敷	下本村1組
	下本村2組
上大野	上上本村
植勝	巻
長瀬	長谷
栗ノ木下	黒川上
栗ノ木上	黒川下
堀切	
	日向谷
	出口
	中屋敷
	下中合
	上中合
	奥

協議項目	行政連絡機構の取扱い		関係項目	
具体項目	現 況		備考	
	広見町	日吉村		
役割・任務	区長 ・地域を代表し行政と地域住民との連絡調整 ・地区諸行事等の参加協力（公民館活動・環境美化活動、保健衛生活動など） 組長 ・組を代表し行政と地域住民との連絡調整 ・町広報誌等文書の配布・回覧 ・各種募金等の取りまとめ ・交通災害共済加入の取りまとめ	・役場からの広報周知事項の連絡 ・広報等配布 ・防犯活動 ・地区内諸行事等全般の推進 ほか		
人数	区長 46人 組長 176人(牛野川、水分、沖、久保は区長兼務)	区長 5人 組長 38人		
任期	期間 1年 4月から翌年3月まで	期間 区長2年 組長1年 4月から翌年3月まで		
報酬	区長報償費（区長手当） 均等割 32,700円 戸数割 1戸 460円 総額 3,061,300円 組長報償費（組長手当） 均等割 21,500円 戸数割 1戸 460円 総額 5,341,100円  ※平成14年4月1日現在	報酬 区長 184,700円（父野川は2年ごとに上、下交替制） 副区長 73,200円（父野川） 45,900円（下鍵山、上鍵山、上大野、日向谷） 組長 103,000円  区長は、公民館分館長を兼ねる。 ただし、父野川は副区長も分館長を兼ねる。 分館長報酬 73,200円		
補助金	コミュニティ活動費交付金 区交付金 均等割 19,000円以内 戸数割 1戸 330円以内  組交付金 均等割 15,000円以内 戸数割 1戸 750円以内			
会議	区長組長会 町政座談会	正副区長組長会		
その他	広報発送日 毎月1日  研修 無し（公民館単位で研修する場合有り）	広報発送日 毎月24日		

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針



協議項目	町字名の取扱い	関係項目	大字名の取扱い																																								
事務・事業・制度名等			担当部会名等 総務部会																																								
基本調整方針	大字の名称・区域は、従前のまま新町に引き継ぐ。		調整方針確認日 平成 年 月 日																																								
留意事項	広見町		先進事例																																								
	住所地名（大字名）	住所地名（大字名）																																									
<p>市町村の合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は、町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 260 条の規定に基づき、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町・字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみこんだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。</p>	<table border="0"> <tr> <td>きたがわ 北川</td> <td>な ら 奈良</td> <td>なかのかわ 中野川</td> </tr> <tr> <td>しば 芝</td> <td>ながのいち 永野市</td> <td>ちかなが 近永</td> </tr> <tr> <td>なりふじ 成藤</td> <td>くにとお 国遠</td> <td>きよのぶ 清延</td> </tr> <tr> <td>さわまつ 沢松</td> <td>うちふかた 内深田</td> <td>ひがしなか 東 仲</td> </tr> <tr> <td>にしなか 西仲</td> <td>よしなみ 吉波</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おおじゅく 大 宿</td> <td>いくた 生田</td> <td>せいずい 清水</td> </tr> <tr> <td>あぜや 畔屋</td> <td>にし の 西野々</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひろみ 広見</td> <td>しもおおの 下大野</td> <td>こまつ 小松</td> </tr> <tr> <td>くぼ 久保</td> <td>のぶかわ 延川</td> <td>かわかみ 川上</td> </tr> <tr> <td>いずめ 出目</td> <td>おきのの 興野々</td> <td>いわや 岩谷</td> </tr> <tr> <td>かみかわ 上川</td> <td>こにし の 小西野々</td> <td>おぐわ 小倉</td> </tr> </table>	きたがわ 北川	な ら 奈良	なかのかわ 中野川	しば 芝	ながのいち 永野市	ちかなが 近永	なりふじ 成藤	くにとお 国遠	きよのぶ 清延	さわまつ 沢松	うちふかた 内深田	ひがしなか 東 仲	にしなか 西仲	よしなみ 吉波		おおじゅく 大 宿	いくた 生田	せいずい 清水	あぜや 畔屋	にし の 西野々		ひろみ 広見	しもおおの 下大野	こまつ 小松	くぼ 久保	のぶかわ 延川	かわかみ 川上	いずめ 出目	おきのの 興野々	いわや 岩谷	かみかわ 上川	こにし の 小西野々	おぐわ 小倉	<table border="0"> <tr> <td>ちちのかわしも 父野川下</td> </tr> <tr> <td>ちちのかわなか 父野川中</td> </tr> <tr> <td>ちちのかわかみ 父野川上</td> </tr> <tr> <td>かみおおの 上大野</td> </tr> <tr> <td>しもかぎやま 下鍵山</td> </tr> <tr> <td>かみかぎやま 上鍵山</td> </tr> <tr> <td>ひゅうがい 日向谷</td> </tr> </table>	ちちのかわしも 父野川下	ちちのかわなか 父野川中	ちちのかわかみ 父野川上	かみおおの 上大野	しもかぎやま 下鍵山	かみかぎやま 上鍵山	ひゅうがい 日向谷	<p>○南宇和合併協議会 字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。 城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」「城辺乙」とする。一本松町の字名は「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする。</p> <p>○中球磨5か町村合併協議会 (あさぎり町：H15. 4. 1 合併予定) 字の名称及び区域は従前のおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。 <b>調整の具体的内容</b> 現況として、同名の字が54存在しているが、大字で区別することにより登記簿上も問題が生じないため、字の名称及び区域は従前のおりとし、大字名については合併前において現町村で調整する。</p> <p>○さぬき市(H14. 4. 1 合併) (1) 字の区域は、従前のおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 ① 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 ② 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 ③ 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p>
きたがわ 北川	な ら 奈良	なかのかわ 中野川																																									
しば 芝	ながのいち 永野市	ちかなが 近永																																									
なりふじ 成藤	くにとお 国遠	きよのぶ 清延																																									
さわまつ 沢松	うちふかた 内深田	ひがしなか 東 仲																																									
にしなか 西仲	よしなみ 吉波																																										
おおじゅく 大 宿	いくた 生田	せいずい 清水																																									
あぜや 畔屋	にし の 西野々																																										
ひろみ 広見	しもおおの 下大野	こまつ 小松																																									
くぼ 久保	のぶかわ 延川	かわかみ 川上																																									
いずめ 出目	おきのの 興野々	いわや 岩谷																																									
かみかわ 上川	こにし の 小西野々	おぐわ 小倉																																									
ちちのかわしも 父野川下																																											
ちちのかわなか 父野川中																																											
ちちのかわかみ 父野川上																																											
かみおおの 上大野																																											
しもかぎやま 下鍵山																																											
かみかぎやま 上鍵山																																											
ひゅうがい 日向谷																																											
根 拠 法 令 等																																											
<p>地方自治法 (市町村内の町又は字の区域) 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 ② 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 ③ 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>																																											



広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会
基本調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するものとする。</li> <li>町民憲章、宣言、シンボルマーク、キャッチフレーズ及び町歌等は、合併後新町で定めるものとする。</li> <li>名誉町民制度は合併時に調整する。現名誉町村民については、既に各町村において功績を讃えるため、その称号を贈っていることから、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとする。</li> </ol>		<p>調整方針確認日</p> <p>平成 年 月 日</p>
留意事項	根拠法令	先進事例	
<p>●市町村章 新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。</p> <p>●市町村の花、木、鳥、歌等 新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着の深いものである場合は、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。</p> <p>●市町村の憲章、宣言 新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合は、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。</p>		<p>○さぬき市 (H14. 4. 1 合併) (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。 (2) 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。</p> <p>○あさぎり町 (H15. 4. 1 合併) 町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町においては調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。</p> <p>○東宇和・三瓶町合併協議会 1 市章については、合併後公募により制定する。 2 市民憲章・市の花・木・鳥等については、合併後制定する。 3 まちづくりのシンボルマークについては、合併後新たに策定するものとし、現存のものは使用を含めて検討する。まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定する。 4 宣言については、合併後新たに制定する。 5 市の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町の歌はそのまま存続するものとする。 6 名誉市民制度については、合併時に制定する。ただし、名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。 7 表彰については、合併後速やかに制度化を図る。 8 慣行行事・イベントについては、原則として現行のとおりとするが、合併後調整する。</p> <p>○南宇和合併協議会 (H16. 10. 1 合併予定) 新町において調整する。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、合併時に調整する。</p>	

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

項目		現 況		具体的な調整方針	
		広 見 町	日 吉 村		
町 村 章	制定時期	昭和33年1月12日制定		町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するものとする。	
	概 要	 <p>「ヒ」「ロ」「ミ」の3文字を組み合わせて広見を図案化したもので、全体の形が末広がりです。生々発展をあらわし、中央の「ミ」は、太陽を象る意味も含まれ、太陽の面影を受け進歩発展する町でありたい念願を求めたものである。</p>	 <p>中央の「日」は太陽の火で、周囲は「ひ」4つで日吉を意味し、山村の伸びゆく様子を表現。</p>		
町村の花		つつじ		さつき	
町村の木		檜		ひのき	
町 村 民 憲 章	制定時期	昭和37年12月24日制定		—	
	趣 旨	わたくしたちは、広見町の町民であることに誇りとよろこびをもち、明るく豊かな町をつくるために進んでこの憲章を守りましょう。		—	
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 健康で働き豊かな町を作りましょう。</li> <li>1. あたたくく交わり住みよい町を作りましょう。</li> <li>1. きまりを守り平和な町を作りましょう。</li> <li>1. 感謝の心で明るい町を作りましょう。</li> <li>1. 教養を高め文化の町を作りましょう。</li> </ul>		—	
町村の歌（踊り）		広見町民歌		武左衛門音頭 日吉音頭 新日吉音頭	町歌は、合併後新町において定めるものとする。 現在の歌・踊りは、地域の歌・踊りとしてそれぞれ残すものとする。

項目	現況		具体的な調整方針
	広見町	日吉村	
まちづくりのシンボルマーク	 <p>広がりゆく美しい緑の森 森が育む清らかな水 大自然で躍動する町民を表現</p>	—	まちづくりのシンボルマークは、合併後新町において定めるものとする。
まちづくりのキャッチフレーズ	“森林文化都市・広見” 山・川の恵み、自然がときをきざむ里	「しいたけとゆずの香り日吉村」 「しまんとロマン日吉」	まちづくりのキャッチフレーズは、合併後新町において定めるものとする。
町村の宣言等	<p>交通安全町宣言 (昭和37年3月24日制定)</p> <p>犯罪0の町宣言 (昭和39年7月13日制定)</p> <p>人権モデル町宣言 (昭和47年9月25日制定)</p> <p>生涯学習の町宣言 (平成3年3月20日制定)</p> <p>米の輸入・自由化反対宣言 (平成4年3月24日制定)</p> <p>非核平和の町宣言 (平成6年12月16日制定)</p> <p>シートベルト完全着用宣言の町 (平成6年12月16日制定)</p>	<p>「人権尊重の村」宣言 (平成4年12月22日制定)</p> <p>「非核平和の村」宣言 (平成7年9月22日制定)</p>	新町において検討のうえ定めるものとする。
名誉町村民 (特典及び待遇)	<p>1. 町の公の式典への参加</p> <p>2. 町の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免</p> <p>3. 本人の生活に対する便宜の供与又は援護</p> <p>4. 死亡の際における相当の礼をもってする敬意</p> <p>5. その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p> <p>広見町名誉町民</p> <p>松浦 一志 (昭和28年)</p> <p>古谷 義正 (昭和32年)</p> <p>桂 作蔵 (昭和38年)</p> <p>高橋作一郎 (昭和45年)</p> <p>山口 恒則 (昭和56年)</p> <p>宇都宮光明 (昭和56年)</p>	<p>1. 村の公の式典への参列</p> <p>2. 本人の生活に対する便宜の供与又は援護</p> <p>3. 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</p> <p>4. その他村長が必要と認めた特典及び待遇</p> <p>日吉村名誉村民</p> <p>大野作太郎 (昭和36年)</p> <p>井谷 正吉 (昭和46年)</p> <p>清家 紫朗 (昭和50年)</p> <p>奥島 孝康 (平成6年)</p> <p>河野 幸男 (平成7年)</p>	<p>名誉町民制度は合併時に調整する。</p> <p>現名誉町村民については、既に各町村において功績を讃えることから、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとする。</p>

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等			担当部会名等 産業建設部会
基本調整方針	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 なお、選挙による委員の定数は、20人とする。また、報酬の額は、合併時に調整する。		調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	根拠法令		先進事例
<p>農業委員会は、特別の事情がある場合を除いて、原則として市町村に1つ置かれ、その委員は、選挙による委員（選挙委員）及び選任による委員（選任委員）によって構成されます。</p> <p>委員の定数と任期は、選挙による委員については農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」という。）第7条及び第15条に、選任による委員については同法第12条及び第15条において、それぞれ定められています。</p> <p>新設合併の場合は、原則として合併関係市町村の農業委員会の委員はすべて身分を失い、農業委員会の設置の日（市町村の設置の日と同日）から50日以内に一般選挙を行うこととなります。</p> <p><b>【特例】</b> 市町村合併が行われた場合の農業委員会の委員の任期等については、農業委員会法における特例措置と合併特例法における特例措置とがあり、どちらの特例措置を適用するかによって事務手続が異なってきます。</p> <p><b>【農業委員会法に基づく特例措置】</b> 農業委員会は、1市町村1農業委員会が原則ですが、市町村長は、その区域を2以上に分けて、その区域ごとに農業委員会を置くことができるとされています。（農業委員会法第3条第2項） 2以上の農業委員会を置くことができるのは、市町村の面積が24,000ヘクタール（240km<sup>2</sup>）を超える市町村又は市町村の区域内の農地面積が7,000ヘクタール（70km<sup>2</sup>）を超える市町村とされています。（農業委員会等に関する法律施行令第1条の3） 市町村の合併が行われ、合併関係市町</p>	<p><b>農業委員会等に関する法律</b>（昭和26年法律第88号） （設置） 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。 （選挙による委員） 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。 （選挙の単位） 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。 （公職選挙法の準用） 第11条 <u>公職選挙法</u>（中略）<u>第33条</u>（一般選挙の期日）（中略）の規定は、（中略）農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>公職選挙法 （一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙） 第33条 1～2（略） 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> </div> <p>（選任による委員） 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。 （1）農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人 （2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内 （委員の任期） 第15条 選挙による委員の任期は3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任意満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日から、選挙の期日後に前任の委員がなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。</p>		<p>○さぬき市(H14.4.1合併) 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>○中球磨5か町村合併協議会 （あさぎり町：H15.4.1合併予定） 新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。</p> <p>○東宇和・三瓶町合併協議会 農業委員会については、合併時に統合するものとし、選挙による委員の定数を30人とする。 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。 明浜町の区域 6人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 9人 城川町の区域 5人 報酬の額は宇和町の報酬及び同規模の農業委員会の例をもとに調整する。</p> <p>○南宇和合併協議会（H16.10.1合併予定） 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在職する。 なお、選挙による委員の定数は、新町において調整する。また、報酬の額は、合併時に調整する。</p>

留意事項	根拠法令	先進事例
<p>村（合併前の市町村）に設置されていた農業委員会の区域を変更せずに、そのまま合併市町村のそれぞれの農業委員会を置く場合は、従前の農業委員会が、そのまま新しい農業委員会となって存続し、選挙委員及び選任委員並びに職員とも引き続き在任することとされています。（農委法第34条第1項）</p> <p>この場合の委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙委員の残任期間とされています。</p> <p><b>【合併特例法に基づく特例措置】</b>  <b>合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合</b></p> <p>これに対して、合併特例法には、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村（新町）の委員の被選挙権を有することとなる者は、合併関係市町村の協議により、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新町の選挙委員として在任することができることとされています。（特例法第8条第1項）</p> <p>選任委員については、特例措置が設けられていないため、新設合併の場合、失職するため、合併後速やかに選任委員を選任しなければなりません。</p> <p><b>合併市町村の区域を2以上に分けて農業委員会を置く場合</b></p> <p>また、合併関係市町村（合併前の市町村）に設置されていた農業委員会の区域を変更して、2以上の農業委員会を置く場合は、農業委員会法第34条の適用がある場合を除いて、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村（新町）の委員の被選挙権を有することとなる者は、合併関係市町村の協議により、それぞれの農業委員会ごとに80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新町の選挙委員として在任することができることとされています。（特例法第8条第3項）</p>	<p>（境界の変更の場合の特例）</p> <p>第34条 市町村の配置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p> <p><b>農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）</b>  （2以上の農業委員会を置くことができる市町村）</p> <p>第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>（選挙による委員の定数の基準）</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>① その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会  基準農業者数が1,100以下の農業委員会 20人以内</p> <p>② ①及び③以外の農業委員会 30人以内</p> <p>③ その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会 40人以下</p> <p>（選挙区の基準）</p> <p>第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。</p> <p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</b>  （農業委員会の委員の任期等に関する特例）</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併関係市町村の区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置く場合（中略）においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該委員会ごとに適用する。（以下略）</p>	

具体項目		現		調整案
		広見町	日吉村	
組織	選挙による委員数	定員 16人 現員 16人	定員 12人 現員 12人	<p>農業委員会については、新設合併で1つの農業委員会を設置するものとし、農業委員会の選挙による委員は、合併特例法の適用により平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>なお、選挙による委員の定数は、20人とする。</p>
	選任による委員数 (法第12条第1号委員)	定員 2人 現員 2人	定員 2人 現員 2人	
	選任による委員数 (法第12条第2号委員)	定員 5人 現員 5人	定員 2人 現員 2人	
	委員合計	定員 23人 現員 23人	定員 16人 現員 16人	
任期		平成13年1月25日から 平成16年1月24日まで	平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	
報酬	会長	150,000円	132,700円	報酬の額は、合併時に調整する。
	会長職務代理者		126,000円	
	委員	140,000円	126,000円	
参考	町村面積 (ha)	24,187	15,298	<p>※農地面積及び農家戸数については、2000年世界農林業センサスによる。 (農家戸数については、10アール以上の経営耕地面積がなくても農業生産物の総販売額が15万円以上あった世帯を含む。)</p>
	農地面積 (ha)	1,042	885	
	農家戸数 (戸)	1,688	1,410	